

平成26年
行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成26年行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成27年2月9日

東京都監査委員	山田忠昭
同	上野和彦
同	友渕宗治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第 1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の対象	1
3 実地監査の場所及び期間	2
4 監査の観点	2

第 2 監査の結果

1 監査結果の概要	3
2 監査項目別の指摘事例	3
3 指摘事項	6
(1) 債権管理の取り組みについて	6
(2) 部署間の連携について	9
(3) 督促について	10
(4) 催告について	13
(5) 効果的・効率的な滞納整理について	21

第 3 債権の概要

1 地所賃貸料（財務局）	26
2 育英資金貸付金（生活文化局）	28
3 住宅資金貸付金（都市整備局）	30
4 保留床譲渡代金の延納制度（長期分納）にかかる契約違約金（都市整備局）	32
5 清算金収入（都市整備局）	34
6 地所賃貸料（都市整備局）	36
7 東京都母子福祉資金貸付金（福祉保健局）	38
8 東京都女性福祉資金貸付金（福祉保健局）	40
9 生活保護費弁償金（福祉保健局）	42
10 生活保護費過年度返還金（福祉保健局）	44
11 医業未収金（個人分）（病院経営本部）	46
12 原因者負担金（物品その他）（建設局）	48
指摘事項一覧	50

債権管理について

第1 監査の概要

1 監査の目的

都では、東京都債権管理条例（平成20年条例第25号）に基づき、各局に債権管理者を設置し、マニュアル・債権管理台帳等を整備するなど、債権管理の体制を整え、債権管理の一層の適正化を図ることとしている。

そこで、各局において、公平性を確保しつつ、効果的かつ効率的に債権管理を行っているか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象債権の選定

平成22年行政監査（債権管理について）において監査を実施した債権を原則として除いた上で、未収金額、債権数等が大きいものを中心として、貸付金、使用料など債権の性質を考慮して選定した。

(2) 対象局及び対象債権

監査の対象とした局及び債権は、表1のとおりである。

(表1) 対象局及び対象債権

対象局	対象債権	債権の種類（注）
財務局	地所賃貸料	私債権
生活文化局	育英資金貸付金	私債権
都市整備局	住宅資金貸付金	私債権
	保留床譲渡代金の延納制度（長期分割）にかかる契約違約金（市街地再開発）	私債権
	清算金収入（土地区画整理）	強制徴収公債権
	地所賃貸料	私債権
福祉保健局	東京都母子福祉資金貸付金	私債権
	東京都女性福祉資金貸付金	私債権
	生活保護費弁償金（西多摩福祉事務所）	非強制徴収公債権
	生活保護費過年度返還金（西多摩福祉事務所）	非強制徴収公債権
病院経営本部	医業未収金（個人分）	私債権
建設局	原因者負担金（物品その他）	強制徴収公債権

(注) ここでは、債権の種類を次のように表示している。

強制徴収公債権：地方自治体が自ら強制執行を行うことができる公法上の債権

非強制徴収公債権：地方自治体が自ら強制執行を行うことができない公法上の債権

私債権：私法上の債権

3 実地監査の場所及び期間

(1) 実地監査場所

実地監査を行った局及び所は表2のとおりである。

(表2) 実地監査場所一覧

対象局	事業所
財務局	—————
生活文化局	—————
都市整備局	第一区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所
福祉保健局	西多摩福祉事務所
病院経営本部	広尾、大塚、駒込、墨東各病院、多摩総合医療センター、神経病院、小児総合医療センター、松沢病院
建設局	第一、第四、第六各建設事務所

(2) 実地監査期間

平成26年10月1日から同年11月5日まで

4 監査の観点

(1) 収入管理について、調定は網羅的か、調定・収入データは正しく保持されているか。

(2) 滞納整理について、滞納整理は公平、効率的かつ効果的に行われているか。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、各局に対して改善を求めた指摘事項は11件であった。

(1) 収入管理について

各種帳票類を突合するなど、監査を実施した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 滞納整理について

滞納整理については、各局が独自に又は財務局及び主税局が定めた債権管理マニュアル（以下「債権管理マニュアル等」という。）に基づいて各局が行っており、監査を実施した中では、債権管理マニュアル等に基づいた滞納整理が行われている事例も見受けられた。

しかしながら、

- ① 督促・催告・所在調査等が債権管理マニュアル等に基づいて行われていないもの
 - ② 部署間の連携が十分でないために債権回収の進行管理が適切に行われなかったもの
- など、各局に対して改善を求めた指摘事項が11件あった。

債権管理マニュアル等では、滞納が発生した場合に督促を行うこと、督促を行っても滞納が解消しない場合に催告を行うこと等、段階的な事務手続を定めている。

また、単独部署での滞納整理が困難な案件については、部署間の連携が必要である。

滞納整理を適正に進めるためには、関係部署の連携の下、それぞれが各段階の事務手続を確実にを行い、滞納が解消しない場合には、速やかに次の段階の滞納整理事務を執ることが求められる。

2 監査項目別の指摘事例

(1) 債権管理の取組みについて

ア 債権管理の取組みを適切に行うべきもの

(指摘事項1 各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組みを適切に行うべきもの)

(病院経営本部：P6)

病院経営本部では、各都立病院において標準的なフローに沿った滞納整理を行っても回収が困難な案件について、各都立病院から案件を引き継いでいる。

本部が、豊島病院及び駒込病院から引き継いだ滞納案件について見たところ、滞納者との折衝・交渉が4年5か月以上行われていない事例が42件見受けられた。

(2) 部署間の連携について

ア 部署間の連携を確実にし、債権の進行管理を適切に行うべきもの

(指摘事項2 本部と病院との引継ぎを十分確実にし、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの)

(病院経営本部：P9)

広尾病院で発生した診療料等の未収金について、病院は平成20年に病院経営本部へ当該債権の回収に必要な折衝・交渉等の事務を引き継いだ。

本部では、平成22年度半ばまでに当該債権の回収事務を病院へ返却したとしているが、病院では返却された認識がなく、その後の対応をまったくしていない。

このように部署間の引継ぎが確実に行われず、債権回収の進行管理が適切でない事例が見受けられた。

(3) 督促について

ア 時効中断の効力がある督促を行うべきもの

(指摘事項3 未収金の支払いを督促すべきもの)

(病院経営本部：P10)

駒込病院では、東京都立病院条例に基づき、患者等から診療料等を徴収しており、Bに係る診療料等が270万9,120円未納となっている。

このうち、112万4,050円については、東京都債権管理条例等に基づいて時効中断の効力がある督促を行うべきであるにもかかわらず、督促を行っていない事例が見受けられた。

(4) 催告について

ア 各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの

(指摘事項5 都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの)

(福祉保健局：P15)

福祉保健局では、都外転出者に係る東京都母子福祉資金貸付金の償還事務を行っている。

当貸付金の償還については、督促を行っても未収金の納付がない場合には催告を行うこと、催告を行っても未収金の納付がない場合には滞納者に対して、毎年度、未収金額すべてについて一斉催告を行うことが債権管理マニュアルで定められている。

しかしながら、督促後に行うべき催告及び一斉催告が、平成25年度以降は全く行われていないことが認められた。

(5) 効果的・効率的な滞納整理について

ア 滞納整理事務を効果的・効率的に行うべきもの

(指摘事項9 滞納整理事務を適切に行うべきもの)

(財務局：P21)

財務局では、地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱いに基づいて、地所賃貸料の滞納整理を行っている。事務取扱いでは、滞納案件について徴収の停止をした場合には一定期間ごとに財産調査を実施し、対応方針を決定することなどが定められている。

しかしながら、局では、徴収停止相当とされた滞納案件について、局としての判断及びその後の状況確認を長期間行っていない事例が見受けられた。

長期にわたる滞納整理事務の空白を招かないよう進行管理を行い、個々の状況に応じた効果的な事務の進め方を判断し、滞納整理事務を適切に行うべきである。

3 指摘事項

(1) 債権管理の取組みについて

ア 債権管理の取組みを適切に行うべきもの

(指摘事項1)

- 各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組みを適切に行うべきもの

都立病院は、未納となっている診療料等について、病院経営本部が定めた「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」により、患者等に対して督促、出張整理その他債権の保全及び取立てに必要な措置を講ずることとしている。

しかしながら、要綱及び要領に基づく措置が困難な案件については、本部が各都立病院から案件を引き継ぎ、本部職員が患者等に対して債権回収に必要な折衝・交渉を行っている。

ところで、監査日（平成26.10.30）現在における本部引継案件のうち、豊島病院（31件、未収金額合計：745万2,610円（注1、2））及び駒込病院（11件、未収金額合計：324万4,349円（注2））に係るものについて、平成25年度における債権回収の取組状況をみると、表3及び表4のとおり、患者等との折衝・交渉が4年5か月から6年4か月間行われていない状況が認められたことは適切でない。

本部は、各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組みを適切に行われたい。

（病院経営本部）

（注1） 豊島病院は、平成21年4月1日付けで公益財団法人東京都保健医療公社に移管されており、本件指摘では移管前に発生し、本部が引き継いでいる案件を対象としている。

（注2） 本部が引き受けた時点での金額である。

(表3) 本部が豊島病院から引き継いだ案件に係る取組内容

No.	(A)本部引受日	未収金額 (円)	(B)本部が初めて取組みを行った日	経過日数(B)-(A)
1	平成 21. 4. 1	324, 980	————— (注3)	5年6か月29日
2	平成 21. 4. 1	80, 350	————— (注3)	5年6か月29日
3	平成 21. 4. 1	26, 050	————— (注3)	5年6か月29日
4	平成 21. 4. 1	18, 510	————— (注3)	5年6か月29日
5	平成 21. 4. 1	5, 820	————— (注3)	5年6か月29日
6	平成 21. 4. 1	143, 870	平成 26. 9. 12	5年5か月11日
7	平成 21. 4. 1	610, 420	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
8	平成 21. 4. 1	598, 270	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
9	平成 21. 4. 1	474, 650	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
10	平成 21. 4. 1	329, 680	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
11	平成 21. 4. 1	316, 270	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
12	平成 21. 4. 1	310, 647	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
13	平成 21. 4. 1	310, 000	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
14	平成 21. 4. 1	285, 580	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
15	平成 21. 4. 1	285, 000	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
16	平成 21. 4. 1	283, 400	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
17	平成 21. 4. 1	280, 000	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
18	平成 21. 4. 1	278, 783	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
19	平成 21. 4. 1	266, 170	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
20	平成 21. 4. 1	260, 750	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
21	平成 21. 4. 1	254, 960	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
22	平成 21. 4. 1	250, 000	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
23	平成 21. 4. 1	245, 460	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
24	平成 21. 4. 1	244, 730	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
25	平成 21. 4. 1	219, 710	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
26	平成 21. 4. 1	106, 400	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
27	平成 21. 4. 1	51, 220	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
28	平成 21. 4. 1	35, 170	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
29	平成 21. 4. 1	30, 900	平成 26. 6. 6	5年2か月5日
30	平成 21. 4. 1	47, 000	平成 26. 4. 11	5年10日
31	平成 21. 4. 1	477, 860	平成 25. 9. 26	4年5か月25日
合計		7, 452, 610		

(注3) 監査日までに取組実績がなかった5案件に係る経過日数は、本部引受日から監査日(平成26.10.30)までの日数としている。

(表4) 本部が駒込病院から引き継いだ案件に係る取組内容

No.	本部引受日	未収金額 (円)	(A)平成 25 年度に初めて取組みを行った日	(B)左の取組の直前の取組みを行った日	経過日数(A)-(B)
1	平成 19. 7. 5	1, 418, 940	平成 26. 1. 23	平成 19. 9. 5	6 年 4 か月 18 日
2	平成 19. 7. 20	101, 330	平成 26. 1. 23	平成 19. 11. 20	6 年 2 か月 3 日
3	平成 19. 7. 5	231, 319	平成 26. 1. 23	平成 20. 10. 3	5 年 3 か月 20 日
4	平成 19. 7. 5	434, 220	平成 26. 1. 23	平成 21. 1. 15	5 年 8 日
5	平成 19. 7. 20	90, 510	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 4	4 年 11 か月 19 日
6	平成 19. 8. 3	181, 370	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 6	4 年 11 か月 17 日
7	平成 19. 7. 5	157, 360	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 6	4 年 11 か月 17 日
8	平成 19. 7. 20	180, 740	平成 26. 1. 23	平成 21. 2. 19	4 年 11 か月 4 日
9	平成 19. 7. 5	198, 200	平成 26. 1. 23	平成 21. 3. 7	4 年 10 か月 16 日
10	平成 19. 7. 20	180, 360	平成 26. 1. 23	平成 21. 3. 23	4 年 10 か月
11	平成 19. 7. 5	70, 000	平成 26. 1. 23	平成 21. 7. 9	4 年 6 か月 14 日
合計		3, 244, 349			

(2) 部署間の連携について

ア 部署間の連携を確実にやり、債権の進行管理を適切に行うべきもの

(指摘事項2)

○ 本部と病院との引継ぎを十分確実にやり、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの

広尾病院では、表5のとおり、平成19年8月に生じたAに係る診療料等の未収金30万1,231円(うち特別室料12万6,000円)について、一定の督促、催告及び出張調査(現地訪問)を行ったものの、進展がなかった。

このため、病院は、当該案件を回収困難な案件として、平成20年10月に病院経営本部へ引き継いだ。引継ぎ以降は、本部引継案件として、本部で債権回収業務を行っていたが、本部は、平成22年度の半ばまでに再度病院へ返却したとしている。

ところで、Aの未収金は、監査日(平成26.10.29)現在、全く回収されていないことから、債権管理票未収金整理簿等(以下「整理簿」という。)を確認したところ、整理簿の記事欄(整理事項及び処理てん末を記載する欄)には、本部引継案件になって以降の取組み、及び病院に返却されてからの取組みが全く記載されておらず、どのような回収努力が行われたのか不明となっている。

これについて調査したところ、本部によれば、平成22年12月から在籍する本部の回収担当職員が、前任者から引き継いだ案件の中にA関連の資料は無かったことから、遅くとも平成22年度の半ばまでに病院へ返却したようであるが、引継状況などの経緯は不明であるとしている。

このため、当該案件は、監査日(平成26.10.29)現在、①本部においてどのような回収努力がなされたかが不明となっており、病院もその経緯を把握していないこと、②病院は、本部から引き継がれたという認識が無いため、その後の対応を全く行っていないことから、債権管理として適切でない。

これは、本部と病院との引継ぎが不十分であったことから生じているものである。

本部及び病院は、本部引継案件について、引継ぎを十分確実にやり、債権回収の進行管理を適切に行われたい。

(病院経営本部)

(表5) Aに係る診療料等の未収金

診療科	診療期間	未収金額
循環器	平成19.7.1~平成19.8.11	301,231円

(注) 未収金額は監査日(平成26.10.29)現在

(3) 督促について

ア 時効中断の効力がある督促を行うべきもの

(指摘事項3)

○ 未収金の支払いを督促すべきもの

駒込病院は、東京都立病院条例（昭和36年東京都条例第13号）に基づき、患者等から診療料等を徴収している。

ところで、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）等は、診療料等を納入しない患者等に対し、診療後20日以内に所定の督促状を発行して督促することとしている。

督促とは、債権が納入期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為である。特に、東京都等の普通地方公共団体が行う督促は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、時効中断（注1）の効力が与えられていることから、債権管理上留意すべき手続となっている。

ところで、病院の未収金管理状況について見たところ、Bに対する未収金270万9,120円のうち、表6のとおり、112万4,050円について督促すべきにもかかわらず、監査日（平成26.10.23）現在、督促していない状況が認められた。

病院は、Bに対し、未収金の支払いを督促されたい。

（病院経営本部）

（注1） 時効中断とは、法定事由が発生すると、その事由が発生する前に既に進行してきた時効期間の効力が失われ、その事由が終了した翌日から再び新たに時効期間が進行することをいう。

(表6) Bに係る未収金のうち督促すべきにもかかわらず督促していないもの (単位:円)

No.	診療日 (納入期限)	診療料等	未収金額	未督促額
1	平成 25. 2. 25	5,330	5,330	5,330
2	平成 25. 3. 11	38,960	38,960	38,960
3	平成 25. 3. 18	5,330	5,330	5,330
4	平成 25. 4. 1	38,760	38,760	38,760
5	平成 25. 4. 8	14,900	14,900	14,900
6	平成 25. 4. 22	36,450	36,450	36,450
7	平成 25. 4. 30	5,330	5,330	5,330
8	平成 25. 5. 13	44,310	44,310	44,310
9	平成 25. 5. 20	8,500	8,500	8,500
10	平成 25. 6. 3	35,790	35,790	35,790
11	平成 25. 6. 10	8,500	8,500	8,500
12	平成 25. 6. 24	35,790	35,790	35,790
13	平成 25. 7. 1	5,330	5,330	5,330
14	平成 25. 7. 22	35,790	35,790	35,790
15	平成 25. 7. 29	8,300	8,300	8,300
16	平成 25. 8. 12	35,990	35,990	35,990
17	平成 25. 8. 19	5,330	5,330	5,330
18	平成 25. 9. 2	35,790	35,790	35,790
19	平成 25. 9. 24	35,790	35,790	35,790
20	平成 25. 10. 15	47,040	47,040	47,040
21	平成 25. 10. 21	5,330	5,330	5,330
22	平成 25. 11. 11	35,990	35,990	35,990
23	平成 25. 11. 18	8,300	8,300	8,300
24	平成 25. 12. 2	35,790	35,790	35,790
25	平成 25. 12. 9	8,300	8,300	8,300
26	平成 25. 12. 24	35,790	35,790	35,790
27	平成 26. 1. 20	35,990	35,990	35,990
28	平成 26. 1. 27	7,740	7,740	7,740
29	平成 26. 2. 10	35,790	35,790	35,790
30	平成 26. 3. 24	35,790	35,790	35,790
31	平成 26. 3. 31	15,140	15,140	15,140
32	平成 26. 4. 14	40,220	40,220	40,220
33	平成 26. 4. 21	8,670	8,670	8,670

No.	診療日（納入期限）	診療料等	未収金額	未督促額
34	平成 26. 5. 12	40,220	40,220	40,220
35	平成 26. 6. 2	40,430	40,430	40,430
36	平成 26. 6. 9	8,670	8,670	8,670
37	平成 26. 6. 23	40,220	40,220	40,220
38	平成 26. 6. 30	5,710	5,710	5,710
39	平成 26. 7. 14	40,430	40,430	40,430
40	平成 26. 8. 4	40,430	40,430	40,430
41	平成 26. 8. 11	8,670	8,670	8,670
42	平成 26. 9. 1	40,220	40,220	40,220
43	平成 26. 9. 8	13,810	13,810	13,810
44	平成 26. 9. 22	40,220	40,220	40,220
45	平成 26. 9. 29	8,870	8,870	8,870
合計		1,124,050	1,124,050	1,124,050

（注 2）未収金額は監査日（平成 26. 10. 23）現在

(4) 催告について

ア 各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの

(指摘事項4)

○ 借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの

西多摩福祉事務所は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び東京都母子福祉資金貸付条例（昭和39年条例第166号）（注1）に定める東京都母子福祉資金貸付金について、西多摩郡の町村部における貸付けや、その償還金の徴収・滞納整理（以下「償還事務」という。）等の事務を所管している。

当貸付金に関する事務のうち、償還事務にあたっては、「福祉保健局債権管理事務処理要綱」、「東京都母子福祉資金事務取扱要領」、「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」等（以下「マニュアル等」という。）により、納付期限後も支払がない案件について、借受人・連帯借受人あての督促状・催告書の発行や保証人への連帯保証債務履行要請、現地訪問を実施すること等が定められている。

ところで、所の償還事務を見たところ、所が所管する78案件中、表7の30件について、マニュアル等に定められた催告が十分なされていないことが認められた。

所は、マニュアル等に基づき、催告を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（注1） 「母子及び寡婦福祉法」及び「東京都母子福祉資金貸付条例」は、改正に伴い平成26年10月1日より「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「東京都母子及び父子福祉資金貸付条例」に改称している（以下同じ）。

（表7）適正な催告を実施すべき案件

（単位：円）

No.	未収金額	平成25年度の催告内容	不足している内容
1	340,000*	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人あて催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
2	20,000*	・無し	借受人への催告等
3	255,000*	・借受人あて催告書発送1回	連帯借受人への催告等
4	171,250	・無し	借受人への催告等
5	18,000	・無し	借受人への催告等
6	180,000*	・借受人あて催告書発送2回	連帯借受人への催告等
7	447,200*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等

No.	未収金額	平成25年度の催告内容	不足している内容
8	357,000*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
9	382,500*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
10	10,000*	・未納発生後は無し	借受人への催告等
11	250,000*	・借受人あて催告書発送2回	連帯借受人への催告等
12	743,850*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	連帯借受人への催告等
13	70,000*	・借受人あて催告書発送1回	連帯借受人への催告等
14	52,000*	・無し	借受人への催告等
15	252,000	・借受人あて催告書発送2回	連帯借受人への催告等
16	21,600*	・借受人あて催告書発送1回	連帯借受人への催告等
17	170,000*	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人あて催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
18	70,600	・借受人と交渉1回 ・連帯借受人あて催告書発送2回	保証人への連帯保証債務履行要請等
19	200,000*	・借受人と交渉1回 ・借受人あて催告書発送2回	連帯借受人への催告等
20	3,000	・無し	借受人への催告等
21	172,969	・借受人あて催告書発送2回 ・現地訪問1回 ・借受人と交渉1回	連帯借受人への催告等
22	30,500*	・無し	借受人への催告等
23	3,500	・無し	借受人への催告等
24	8,000	・無し	借受人への催告等
25	153,000*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問・催告書投函1回	連帯借受人への催告等
26	127,500	・連帯借受人あて催告書発送2回 ・現地訪問1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
27	187,200*	・連帯借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問1回	保証人への連帯保証債務履行要請等
28	114,000*	・借受人あて催告書発送1回 ・現地訪問1回	連帯借受人への催告等
29	88,910	・無し	借受人への催告等
30	29,000*	・無し	連帯借受人への催告等
合計	4,928,579		

(注2) 未収金額は平成26年7月末現在

(注3) 未収金額に「*」が付してあるものは、平成26年8月以降に償還の対象となる分割債務が残存しているもの

(指摘事項5)

○ 都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの

福祉保健局は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び東京都母子福祉資金貸付条例（昭和39年条例第166号）に定める東京都母子福祉資金貸付金について、都内の市町村部で当該資金を借り受けた後に都の区域内に住所を有しなくなった借受人（以下「都外転出者」という。）に係る償還事務を行っている（注1、2）。

償還事務にあたっては、「福祉保健局債権管理事務処理要綱」及び「東京都母子福祉資金事務取扱要領」に基づいた「東京都母子福祉資金貸付金（都外転出者）滞納整理事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）により、督促後1か月経過しても未収金の納入がない滞納者に対し債権管理者の決定を経て発行した催告書を送付すること、またそれでも未収金の納付がない滞納者に対して、毎年度、未収金額すべてについて催告書による一斉催告を行うことが定められている。これら催告は、電話催告や現地訪問等、その後の滞納整理事務を円滑に進めるための前提となる手続である。

ところで、局の償還事務を見たところ、監査日（平成26.10.31）現在、平成25年度以降に行った督促について、その後に行うべき催告書の送付を全く行っていないことが認められた。また、一斉催告についても、平成24年度までは毎年度行われていたものの、平成25年度以降は全く実施されていないことが認められた（実査で確認した滞納案件は表8のとおり）。

局は、マニュアルに基づいて督促後の催告及び一斉催告を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（注1） 東京都母子福祉資金貸付金は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第106号）及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第107号）により、区部・市部については区市で貸付及び償還の事務を行うと規定している（西多摩郡の町村部は西多摩福祉事務所、島しょ部は支庁が行う）が、市部における都外転出者の償還事務は事務処理特例の対象から除外され、局で行う（西多摩郡の町村部、島しょ部における都外転出者の償還事務は東京都母子福祉資金貸付規則（昭和39年規則第320号）及び東京都支庁長委任規則（昭和44年規則第32号）により、局で行う）。

（注2） 都外転出者に係る平成25年度の収入未済額は1億2,541万3,242円である。

(表8) 実査で確認した滞納案件 (すべて催告未実施)

(単位:円)

No.	貸付決定年月日	貸付金額	未収金額 (元金・利子計) (注3)
1	昭和 61. 4. 28	756,000	743,400
	昭和 61. 2. 6	65,000	60,000
2	平成 8. 10. 14	100,000	97,880
3	平成 15. 11. 25	2,544,000	25,440
	平成 15. 11. 25	425,000	31,860
4	平成 4. 4. 9	576,000	141,600
	平成 4. 4. 9	210,000	54,250
5	平成 3. 4. 19	1,824,000	1,026,000
	平成 3. 3. 5	80,000	32,048
6	平成 18. 4. 28	1,944,000	583,200
7	平成 7. 3. 20	312,000	15,600
8	昭和 61. 4. 1	756,000	96,000
	平成元. 3. 10	360,000	46,000
	平成 4. 3. 18	1,599,000	938,000
9	昭和 46. 12. 6	200,000	209,376
10	平成 10. 11. 5	840,000	75,000
11	平成 20. 10. 20	309,000	100,478
12	平成 9. 1. 29	936,000	93,600
13	平成 17. 11. 28	260,000	264,635
14	平成 9. 7. 28	1,692,000	56,400
15	平成 3. 4. 5	264,000	147,400
	平成 3. 3. 15	70,000	21,000
	平成 2. 8. 21	190,000	160,225
16	平成 4. 8. 20	210,000	208,545
	平成 5. 2. 12	220,000	216,000
	平成 5. 4. 20	864,000	864,000
17	平成 13. 10. 31	285,000	154,375
18	平成 14. 8. 16	309,000	267,800
	平成 15. 1. 20	60,000	54,000
	平成 15. 1. 20	249,000	232,113
19	平成 17. 2. 14	540,000	510,000
	平成元. 12. 11	190,000	187,850
20	平成 14. 4. 12	1,200,000	150,000
	平成 14. 4. 12	390,000	48,750

No.	貸付決定年月日	貸付金額	未収金額（元金・利子計）（注3）
21	平成 4. 6. 24	282, 000	128, 745
22	平成 12. 12. 14	515, 000	338, 404
23	昭和 59. 5. 7	720, 000	400, 000
24	平成 7. 4. 14	2, 112, 000	255, 200
25	平成 10. 4. 9	768, 000	264, 000
	平成 10. 4. 6	85, 000	25, 000
26	平成 14. 2. 28	2, 832, 000	908, 600
27	平成 12. 3. 3	390, 000	117, 000
28	平成 14. 10. 4	300, 000	318, 780
29	平成 4. 5. 8	960, 000	432, 000
	昭和 63. 3. 12	535, 000	12, 000
30	平成 14. 4. 12	1, 632, 000	217, 000
	平成 13. 11. 13	390, 000	93, 000
31	平成 9. 12. 25	204, 000	184, 513
合計		32, 554, 000	11, 607, 067

（注3） 未収金額は平成26年9月末現在

(指摘事項6)

○ 速やかに催告等を行うべきもの

駒込病院では、表9のとおり、平成24年1月に生じたCに係る診療料等の未収金59万8,800円(うち特別室料43万2,000円)について、一定の督促、催告を行ったものの、進展がなかった。

このため、病院は、当該案件を平成24年8月に弁護士委任案件(病院経営本部が契約に基づき、個別案件の債権回収業務を弁護士に委任する。)として本部に提出し、これ以降、当該案件は、弁護士が病院と連絡調整を行いながら、債権回収業務を担当している。

その後、当該案件について、弁護士が、Cとの交渉を続けた結果、平成25年12月16日に弁護士が代理人となり、病院とCは、当該診療料等を支払う「合意書」を締結するに至った。

合意書の内容は、診療料等59万8,800円について、Cが支払義務のあることを認め、分割払いとして、毎月末に5万円(最終回は4万8,800円)を病院に支払うことが取り決められている。また、この合意書の決定行為は、病院が行っており、合意書の内容について、当然ながら病院も把握している。

ところで、合意書の内容どおり支払いが行われているか見たところ、Cの未収金は、監査日(平成26.10.23)現在、全く支払われていなかった。このため、債権管理票未収金整理簿で催告等の状況を確認したところ、合意書による最初の分割支払期日(平成25年12月末)から半年以上経過した平成26年8月15日になってから、病院はCに対して電話催告及び文書による支払督促を行っていることが認められた。

合意書の内容によれば、平成25年12月から月末に5万円を支払う約束となっているため、支払いが無ければ、その時点で、速やかにCに対して電話催告等をすべきところ、これを行っていないことは適切でない。

病院は、合意書の内容どおり支払いが行われていない場合は、速やかに催告等を行いたい。

(病院経営本部)

(表9) Cに係る診療料等の未収金

診療科	診療期間	未収金額
脳外科	平成23.12.20~平成24.1.15	598,800円

(注) 未収金額は監査日(平成26.10.23)現在

(指摘事項7)

○ 適正な催告を実施すべきもの

墨東病院は、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」(以下「マニュアル等」という。)により、診療料等の医業未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。

マニュアル等では、納付期限後も支払がない案件について、電話催告の後に督促状を発送し、なお支払がない未収金総額2,000円以上の案件について催告書を送付すること、さらにそれらを行っても支払がない未収金総額4,000円以上の案件について、法的措置等の旨を記載した最終催告書を送付すること等が定められている。

ところで、病院の徴収・滞納整理等の事務をみたところ、監査日(平成26.10.16、17)現在表10の10件について、マニュアル等に定められた催告書・最終催告書の送付が実施されていないことが認められた。

病院は、マニュアル等に基づき、適正な催告を実施されたい。

(病院経営本部)

(表10) 適正な催告を実施すべき案件

(単位:円)

No.	未収金額	平成25年度の催告の内容	不足している内容
1	7,620	・催告書1回	最終催告書の送付
2	82,560	・架電1回	催告書の送付
3	50,370	・架電1回、催告書1回	最終催告書の送付
4	21,570	・架電1回、催告書1回	最終催告書の送付
5	70,320	・架電1回、催告書2回	最終催告書の送付
6	35,490	・架電2回、催告書1回	最終催告書の送付
7	14,920	・架電1回	最終催告書の送付
8	8,680	・架電1回	最終催告書の送付
9	27,480	・無し	最終催告書の送付
10	4,040	・架電1回	最終催告書の送付
合計	323,050		

(注) 未収金額は監査日(平成26.10.16、17)現在

(指摘事項 8)

○ 最終催告書の送付を速やかに行うべきもの

広尾病院では、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」（以下「マニュアル等」という。）により、診療料等の医業未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。

ところで、マニュアル等に基づく未収金回収業務の標準フロー（以下「標準フロー」という。）によれば、未納者に対して、①納入期限から20日以内に「督促状」を送付する（督促状による納入期限15日以内）、②督促状の納入期限から3か月後に「催告書」を送付する（催告書による納入期限15日以内）、③催告書の納入期限から3か月後に、法的措置等の旨を記載した「最終催告書」（最終催告書による納入期限15日以内）を送付することとしている。

しかしながら、広尾病院において、③の最終催告書の送付日について見たところ、表11のとおり、催告書の送付日から約1年後となっている事例が認められた。

これについて、病院は、状況により、標準フローによらず「催告書」を数回送ることも効果的であるとしているが、最後の「催告書」の送付から「最終催告書」の送付までに約1年を要しているのは、適正でない。

病院は、標準フローに沿って、最終催告書の送付を速やかに行われたい。

（病院経営本部）

（表11）最終催告書の送付が催告書の送付日から約1年後になっている事例（単位：円）

No.	診療科	未収金額	催告書送付日	最終催告書送付日
1	内科ほか	18,190	平成 25. 6. 17	平成 26. 5. 26
2	耳鼻科	6,440	平成 25. 5. 9	平成 26. 5. 26
3	形成外科	28,800	平成 25. 4. 9	平成 26. 6. 9
4	ER 外科	20,130	平成 25. 6. 3	平成 26. 6. 9
5	産婦人科	13,280	平成 25. 4. 22	平成 26. 6. 9
	合計	86,840		

（注）未収金額は平成26年10月現在

(5) 効果的・効率的な滞納整理について

ア 滞納整理事務を効果的・効率的に行うべきもの

(指摘事項9)

○ 滞納整理事務を適切に行うべきもの

財務局は、「地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱い」(以下「事務取扱い」という。)に基づいて地所賃貸料の滞納整理を行っている。

事務取扱いによれば、財産調査を行った上で履行延期の特約が認められること、滞納者に納付の意思がないときや3期(1期3か月)以上の滞納が判明したとき等は最終催告を行うこと、徴収停止の事後であっても一定期間ごとに改めて財産調査を実施し、対応方針を決定することなどが定められている。

ところで、この地所賃貸料の滞納整理状況について見たところ、表12のとおり、

- ① 徴収停止相当とした調査後局として判断及びその後の状況確認をしていない、又は、状況確認後不納欠損の適否等の判断を行っていない
- ② 所在調査、現地調査、関係者調査等を含む対応記録が数年にわたりない
- ③ 最終納付後、監査日(平成26.10.22)現在まで納付につながる効果的な交渉を行っていない

と対応方針を定めないまま数年間を経過しており、適切でない。

事務取扱いに基づく検討を行うとともに、債権回収のためには時効の中断又は時効期間の経過についても留意して対応すべきであり、また、画一的に事務を進めるだけでなく、個々の状況等に応じた効果的な事務の進め方について適宜判断することも必要である。

局は、長期にわたる滞納整理事務の空白を招かないよう進行管理を行うとともに、個々の状況に応じた効果的な対応方針を定めるなど、滞納整理事務を適切に行われたい。

(財務局)

(表12) 数年にわたり対応記録又は納付がない地所賃貸料の例

(単位:円)

No.	所在地	調定年度	未収金額	滞納整理状況	適切でない期間
1	渋谷区	平成8~12	1,132,394	①	約5年間対応記録なし
2	中央区	平成9~14	2,940,134	②	約5年間対応記録なし
3	渋谷区	平成10~12	1,360,003	②	約5年間対応記録なし
4	渋谷区	平成12~16	1,367,967	①	約5年間対応記録なし
5	江東区	平成14~18	763,290	②	約5年間対応記録なし
6	台東区	平成21~25	1,773,066	③	約5年間納付なし
合計			9,336,854		

(注1) 表中の滞納整理状況①~③は、本文中の①~③にそれぞれ対応している。

(注2) 未収金額は監査日(平成26.10.22)現在

(指摘事項10)

○ 滞納整理事務を適切に行うべきもの

西多摩福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号、以下「法」という。）に基づく生活保護費の返還金及び徴収金の請求事務を行っている。

このうち徴収金とは、法第78条により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者から保護費支給額を徴収するものであり、平成25年度末現在の収入未済債権は49件5,504万7,363円であった。

ところで、監査日（平成26.10.23）現在において平成26年度に納付又は督促等の交渉記録がないものについて、滞納整理状況を見たところ、表13のとおり、

- ① 最終納付又は督促等交渉後、長期にわたり交渉記録がない
- ② 6年以上交渉記録がないまま収入未済債権として管理しており、時効期間（5年）経過に伴う不納欠損の処理を行っていない
- ③ 督促を行っていない
- ④ 督促状の不達返戻後、所在調査を行っていない

という適切でない状況が見受けられた。

これは、所内の徴収部門において収納状況や交渉記録の一元管理が徹底されていなかったこと、また、所内のケースワーカー（注1）と徴収部門との連携が不十分で対象者の生活実態に応じた交渉方針等を明確にしていなかったことなどが一因となっている。

所は、滞納整理に係る情報の一元管理を徹底し、徴収部門とケースワーカーとの連携を促進するなど、効果的かつ効率的な徴収努力を継続的に実施できるよう事務処理手順を整え、滞納整理事務を適切に行われたい。

（福祉保健局）

（注1）生活保護費支給後不正受給が判明した場合に徴収金の決定事務に当たる職員である。徴収部門はこの決定に基づき調定を行い徴収に当たる。このため、「生活保護費返還金等滞納整理事務処理マニュアル」では、催告、生活・収入状況の調査、実地訪問及び所在調査等において徴収部門とケースワーカーとの連携を求めている。

(表 1 3) 法第 7 8 条の徴収金に係る過年度未収債権の滞納整理状況事例

(単位：円)

No.	調定年度	決定金額	未収金額	督促	滞納整理状況	適切でない期間
1	平成 10	4,766,062	4,660,062	有	①②	最終納付後 6 年以上交渉記録なし
2	16	1,514,893	1,508,000	有	①	最終納付後 1 年以上交渉記録なし
3	16	2,059,679	1,814,679	有	①	分納決定後納付がないにもかかわらず、3 年以上交渉記録なし
4	16	1,435,168	1,235,168	有	①	最終納付後 2 年以上交渉記録なし
5	17	620,770	619,000	有	①②	催告後納付がないにもかかわらず、6 年以上交渉記録なし
6	19	1,106,400	1,106,400	有	①②	督促後 6 年以上交渉記録なし
7	19	138,637	53,637	—	①③	最終納付後 4 年以上交渉記録なし
8	19	960,380	295,380	—	①③	最終納付後 3 年以上交渉記録なし
9	19	126,130	41,130	—	①③	最終納付後 4 年以上交渉記録なし
10	19	1,863,000	1,483,000	—	①③	最終納付後 3 年以上交渉記録なし
11	20	2,214,521	2,206,521	—	①③	分納決定後納付がないにもかかわらず、3 年以上交渉記録なし
12	20	108,612	93,612	—	①③	最終納付後 4 年以上交渉記録なし
13	20	1,715,066	1,665,066	有	①	最終納付後 4 年以上交渉記録なし
14	20	155,088	152,588	有	①	最終納付後 3 年以上交渉記録なし
15	21	1,814,940	1,814,940	有	①	督促後 3 年以上交渉記録なし
16	23	2,550,481	2,550,481	有	①	督促後 1 年以上交渉記録なし
17	23	961,253	820,000	—	①③	最終納付後 1 年以上交渉記録なし
18	23	753,200	690,000	—	①③	最終納付後 2 年以上交渉記録なし
19	24	1,180,241	1,180,241	不達	①④	督促不達後、1 年以上所在調査及び交渉記録なし
20	24	1,935,909	1,935,909	有	①	督促後 1 年以上交渉記録なし
21	24	1,887,980	1,887,980	有	①	督促後 1 年以上交渉記録なし
22	24	388,376	388,376	有	①	督促後 7 か月以上交渉記録なし
23	24	179,000	179,000	有	①	督促後 7 か月以上交渉記録なし
24	24	14,400	14,400	有	①	督促後 7 か月以上交渉記録なし
25	25	427,898	427,898	有	①	督促後 7 か月以上交渉記録なし
26	25	117,220	117,220	有	①	督促後 7 か月以上交渉記録なし
合計		30,995,304	28,940,688			

(注 2) 未収金額は監査日(平成 26. 10. 23)現在

(注 3) 表中の滞納整理状況①～④は、本文中の①～④にそれぞれ対応している。

(指摘事項 1 1)

○ 滞納整理事務を適切に行うべきもの

墨東病院は、診療に係る未収金を個人未収金管理支援システム（以下「システム」という。）により管理しており、システムの「債権管理票未収金整理簿」を債権管理台帳として督促状の発行や電話等の交渉経過を記録している。

また、病院経営本部が作成した未収金回収業務標準フロー（以下「標準フロー」という。）では、納入期限から（１）１週間以内の電話催告、（２）２週間以内の再電話催告（１回目とは曜日・時間帯を変えることが望ましい。）、（３）２０日以内の督促状の送付を行い、（４）督促状の納入期限から３か月後の催告書送付（未収金額２，０００円以上が対象）、（５）催告書の納入期限から３か月後の最終催告（同４，０００円以上が対象）を行って、さらに（６）現地調査及び出張催告（同６，０００円以上が対象）を行うこととされている。

ところで、平成２５年４月に督促状を発行したもののうち、督促から監査日（平成２６．１０．１７）現在までの約１８か月間において納付がない５件について交渉経過を見たところ、表１４のとおり、

- ① 最終催告及び現地調査等が行われていない
 - ② 特段の理由記載なく督促から催告書送付までに約８か月を要している
 - ③ 対象者と接触できないまま時間が経過している
 - ④ 催告後明確な処理方針なく数か月に１度の電話又は文書送付にとどまっている
 - ⑤ 留守電又は不在に対して直後にはかけなおさず、次の電話の時間帯を変えていない
 - ⑥ 支払予定が提示され約束が果たされないにもかかわらず、直後に連絡していない
 - ⑦ 同一住所との照会結果をもって居所不明とし、その後１年以上対応していない
- と標準フローによらず、効果的でない交渉内容となっており、適切でない。

これらは、標準フローに基づく進行管理及び交渉経過を踏まえた個別管理が徹底されていないことによるものであり、交渉機会を逸することは、対象者の支払い意思を希薄化させたり、所在不明となるおそれをもたらすなど未収金の回収が進まない一因となる。

病院は、滞納整理事務を効果的かつ適切に行われたい。

（病院経営本部）

(表 1 4) 督促状発布後の交渉状況の例

(単位：円)

No.	診療年月	未収金額	交渉経過	適切でない期間
1	平成 25. 1	51, 040	①③④⑤	督促後の催告から約 1 5 か月経過
2	平成 25. 1	39, 180	①②③④⑤	督促後の催告から約 1 0 か月経過
3	平成 25. 1	300, 760	①③⑦	督促後の催告（不達返戻）から約 1 5 か月経過
4	平成 25. 2	96, 100	①③④⑥	督促後の催告から約 1 5 か月経過
5	平成 24. 11	148, 600	①⑥	督促後の催告から約 1 5 か月経過
合計		635, 680		

(注 1) 未収金額は監査日（平成 2 6 . 1 0 . 1 7）現在

(注 2) 表中の交渉経過①～⑦は、本文中の①～⑦にそれぞれ対応している。

第3 債権の概要

1 地所賃貸料（財務局）

（1）概要

地所賃貸料は、局が所管する都有地の賃貸借契約に伴い発生する賃貸料である。

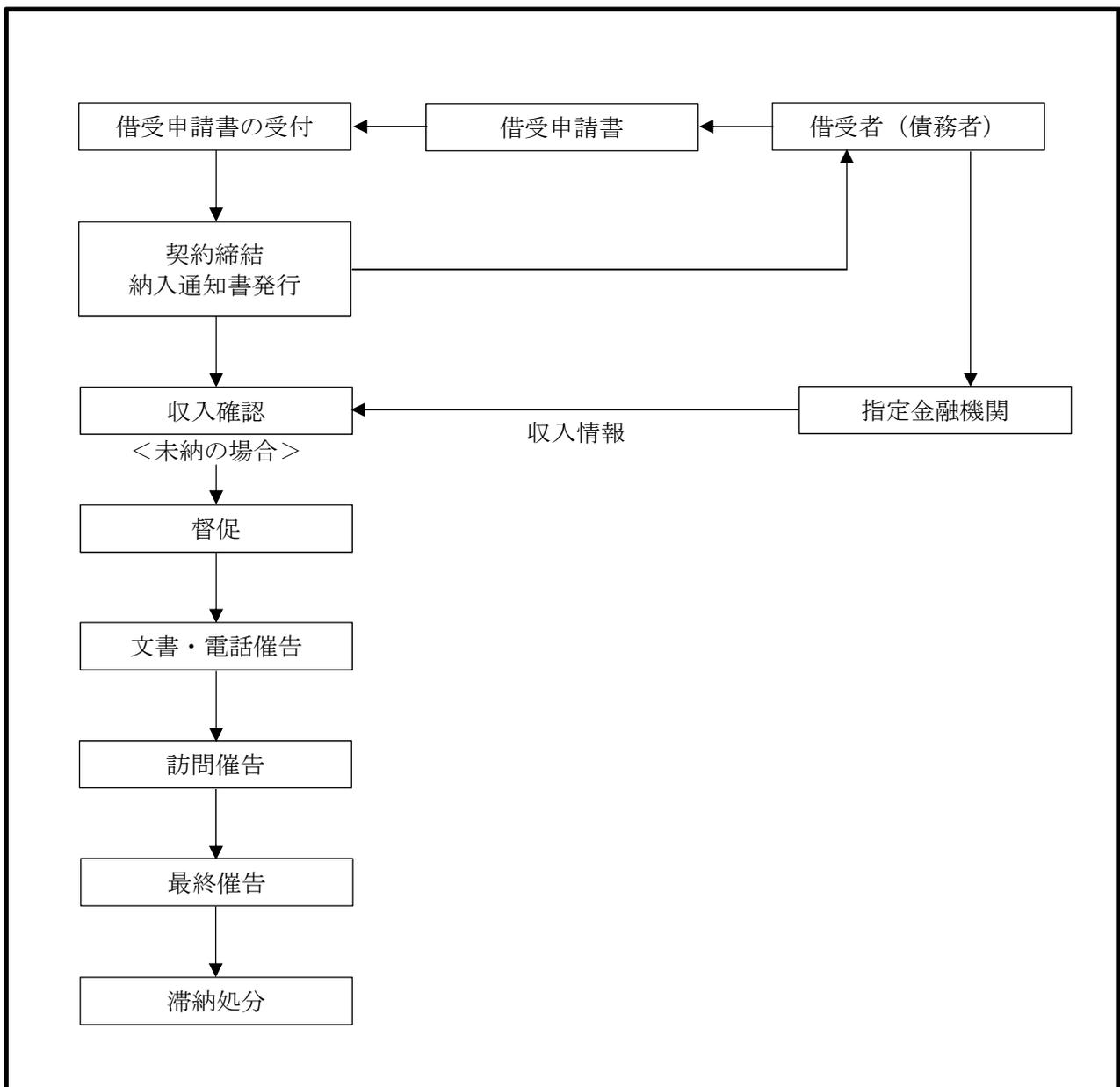
四半期に一度調定を行い、納期限内に支払いがなかった案件について滞納整理を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	3,933	2,136,403	3,866	2,131,778	0	0	67	4,625	99.8
	22	3,890	2,104,591	3,828	2,099,206	0	0	62	5,384	99.7
	23	3,841	2,365,718	3,774	2,359,446	0	0	67	6,271	99.7
	24	3,778	2,588,743	3,713	2,583,798	0	0	65	4,945	99.8
	25	3,679	2,607,456	3,613	2,603,945	0	0	66	3,510	99.9
過年度	21	388	22,819	71	5,990	0	0	317	16,828	26.3
	22	384	21,454	81	3,995	0	0	303	17,459	18.6
	23	365	22,843	40	4,627	0	0	325	18,216	20.3
	24	392	24,487	58	6,952	0	0	334	17,535	28.4
	25	399	22,481	59	5,012	0	0	340	17,469	22.3
計	21	4,321	2,159,223	3,937	2,137,769	0	0	384	21,454	99.0
	22	4,274	2,126,045	3,909	2,103,201	0	0	365	22,843	98.9
	23	4,206	2,388,561	3,814	2,364,073	0	0	392	24,487	99.0
	24	4,170	2,613,231	3,771	2,590,750	0	0	399	22,481	99.1
	25	4,078	2,629,937	3,672	2,608,958	0	0	406	20,979	99.2

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



2 育英資金貸付金（生活文化局）

（1）概要

育英資金貸付金は、都内に住所を有していることなど一定の要件を満たした者に対し、修学上必要な学資金の一部を貸し付けることにより、教育を受ける機会の拡充に寄与すること等を目的として貸し付けたものである。

新規採用者に対する都の事業としての貸付けは、平成16年度で終了し、平成20年度をもって全ての貸付けを終了した。現在は、貸付金の返還に係る事務を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

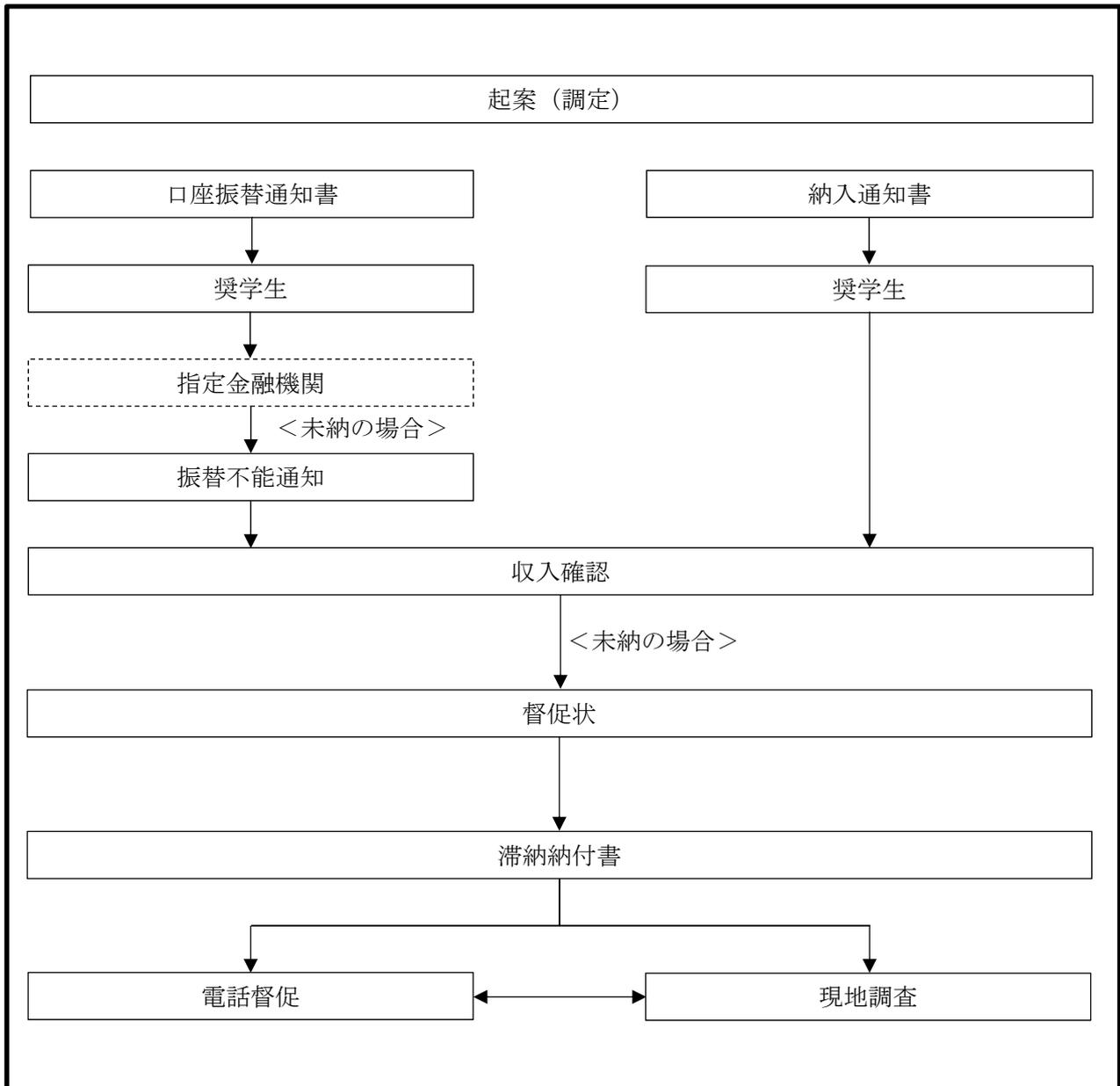
区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数 (注1)	金額(A)	件数 (注2)	金額(B) (注3)	件数	金額	件数 (注1)	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	21,717	822,045	22,995	791,019	0	0	-	31,026	96.2
	22	19,060	750,057	19,944	718,748	0	0	-	31,309	95.8
	23	17,384	694,011	22,626	686,395	0	0	-	7,616	98.9
	24	15,277	625,971	20,622	546,614	0	0	1,830	79,357	87.3
	25	13,610	569,861	18,898	495,417	0	0	1,771	74,444	86.9
過年度	21	-	681,908	0	0	0	0	-	681,908	0
	22	-	712,934	0	0	0	0	-	712,934	0
	23	-	744,243	0	0	0	0	-	744,243	0
	24	-	751,859	-	65,536	2	108	-	686,215	8.7
	25	-	765,572	-	64,010	11	2,782	-	698,780	8.4
計	21	21,717	1,503,953	22,995	791,019	0	0	-	712,934	52.6
	22	19,060	1,462,991	19,944	718,748	0	0	-	744,243	49.1
	23	17,384	1,438,254	22,626	686,395	0	0	-	751,859	47.7
	24	15,277	1,377,830	20,622	612,150	2	108	-	765,572	44.4
	25	13,610	1,335,433	18,898	559,427	11	2,782	-	773,224	41.9

（注1） 調定件数を統計資料として生活文化局が把握していない年度があることから、過年度の調定件数及びこれに基づき計算される収入未済件数は、「-」と表記した。

（注2） 返還金収入には、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6第1項）に基づき分割して収入されたもの及び奨学生が過年度分を含め履行期限を繰り上げて返還した収入が含まれることから、収入件数は、現年度に一括して表記した。

（注3） 生活文化局は、平成24年度から現年度収入金額と過年度収入金額とを区分して集計していることから、平成21年度から平成23年度までの収入金額は、「0」と表記した。

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



3 住宅資金貸付金（都市整備局）

（1）概要

住宅資金貸付金は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）の精神にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域等に居住し、かつ、自己の資金だけでは住宅の建設若しくは購入又は補修が困難な者に対する貸付金である。

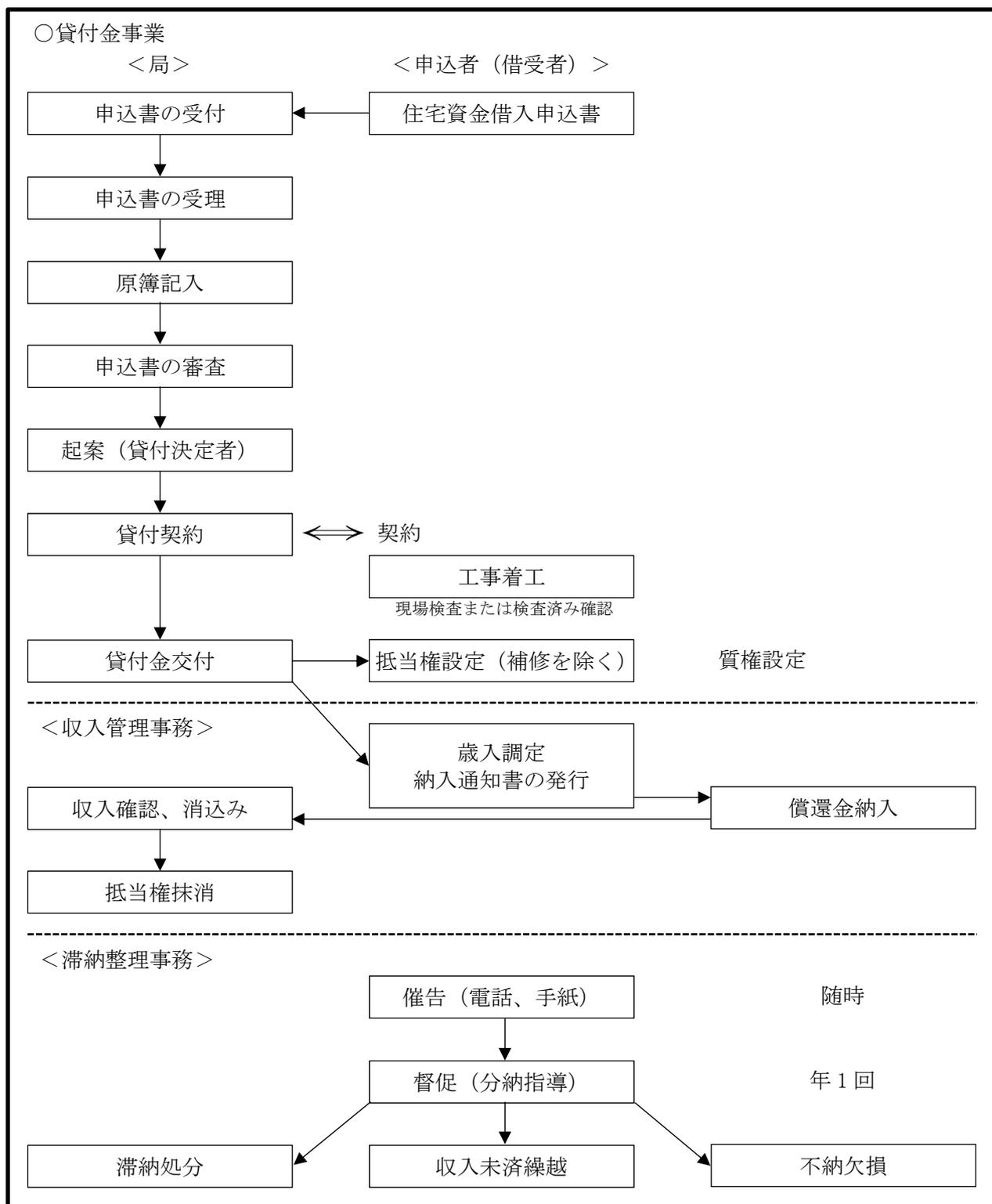
貸付金の交付は、昭和46年度から平成12年度にかけて行われ、現在は、償還金の収納等を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	135	46,858	102	31,143	0	0	33	15,715	66.5
	22	121	62,650	90	48,441	0	0	31	14,208	77.3
	23	103	45,170	76	31,369	0	0	27	13,800	69.4
	24	83	44,624	54	30,549	0	0	29	14,075	68.5
	25	64	43,842	34	29,297	0	0	30	14,545	66.8
過年度	21	610	218,373	68	19,628	0	0	542	198,744	9.0
	22	575	214,459	52	21,404	6	10,252	517	182,802	10.0
	23	548	197,011	30	11,396	25	2,191	493	183,423	5.8
	24	520	197,223	34	12,283	19	1,267	467	183,672	6.2
	25	496	197,747	33	11,106	0	0	463	186,641	5.6
計	21	745	265,231	170	50,772	0	0	575	214,459	19.1
	22	696	277,109	142	69,845	6	10,252	548	197,011	25.2
	23	651	242,181	106	42,765	25	2,191	520	197,223	17.7
	24	603	241,848	88	42,833	19	1,267	496	197,747	17.7
	25	560	241,590	67	40,403	0	0	493	201,186	16.7

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



4 保留床譲渡代金の延納制度（長期分納）にかかる契約違約金（都市整備局）

(1) 概要

保留床譲渡代金の延納制度（長期分納）にかかる契約違約金は、亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業に伴い、保留床購入者が割賦による購入代金を納期までに支払わない場合に、その滞納日数に応じて支払う延滞金である。

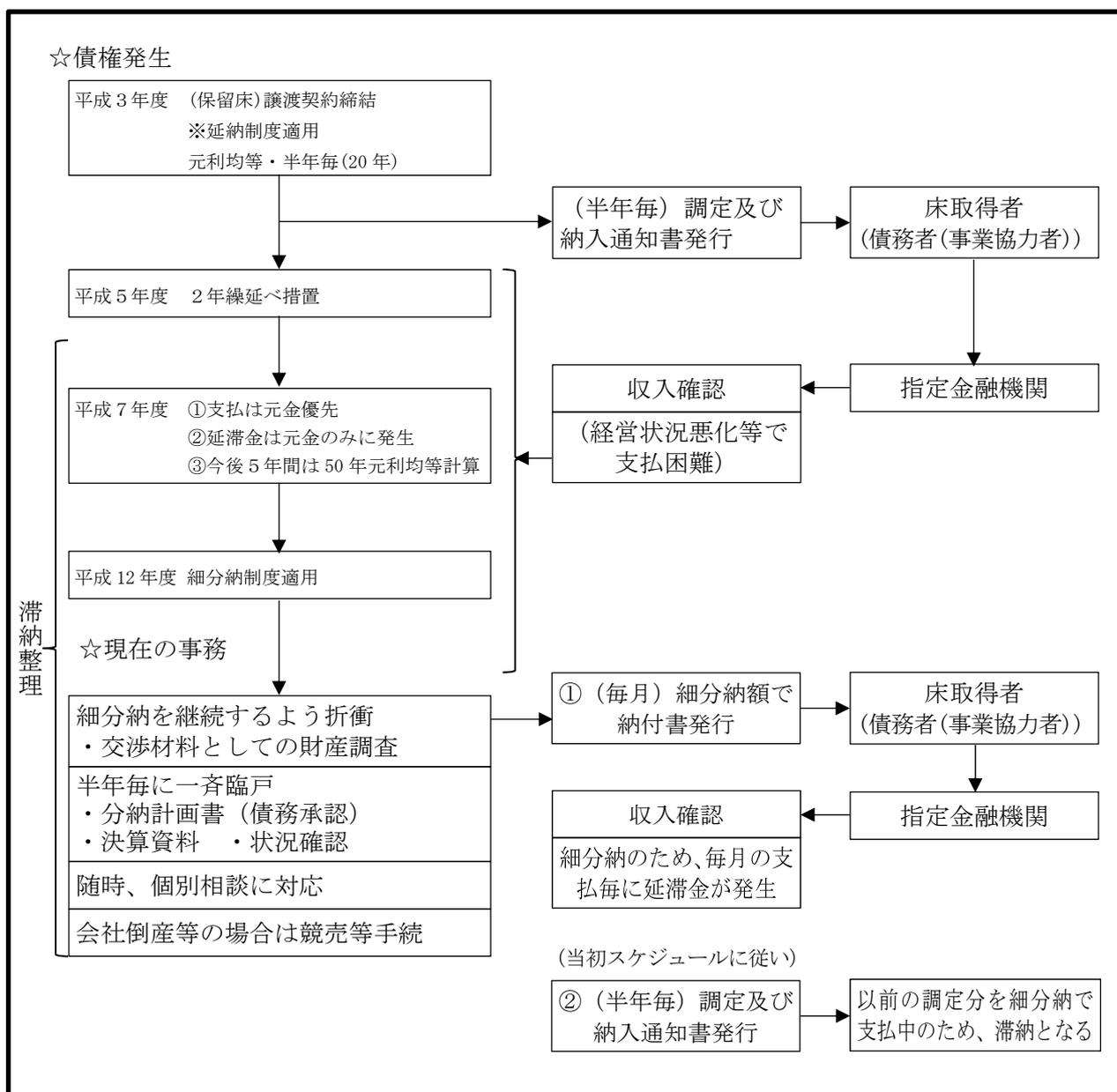
なお、現在、延滞金は元金のみが発生している。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	136	25,948	1	2	0	0	135	25,945	0.0
	22	127	10,856	6	160	0	0	121	10,696	1.5
	23	128	10,626	12	78	0	0	116	10,547	0.7
	24	124	12,159	9	58	0	0	115	12,100	0.5
	25	199	14,965	18	234	0	0	181	14,731	1.6
過年度	21	606	43,050	0	0	0	0	606	43,050	0
	22	741	68,996	0	0	0	0	741	68,996	0
	23	862	79,692	6	285	0	0	856	79,407	0.4
	24	972	89,954	0	0	0	0	972	89,954	0
	25	1,087	102,055	0	0	0	0	1,087	102,055	0
計	21	742	68,998	1	2	0	0	741	68,996	0.0
	22	868	79,852	6	160	0	0	862	79,692	0.2
	23	990	90,318	18	363	0	0	972	89,954	0.4
	24	1,096	102,114	9	58	0	0	1,087	102,055	0.1
	25	1,286	117,021	18	234	0	0	1,268	116,786	0.2

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



5 清算金収入（都市整備局）

(1) 概要

清算金収入は、土地区画整理事業に伴う換地処分前後の不均衡を是正するために徴収する清算金である。

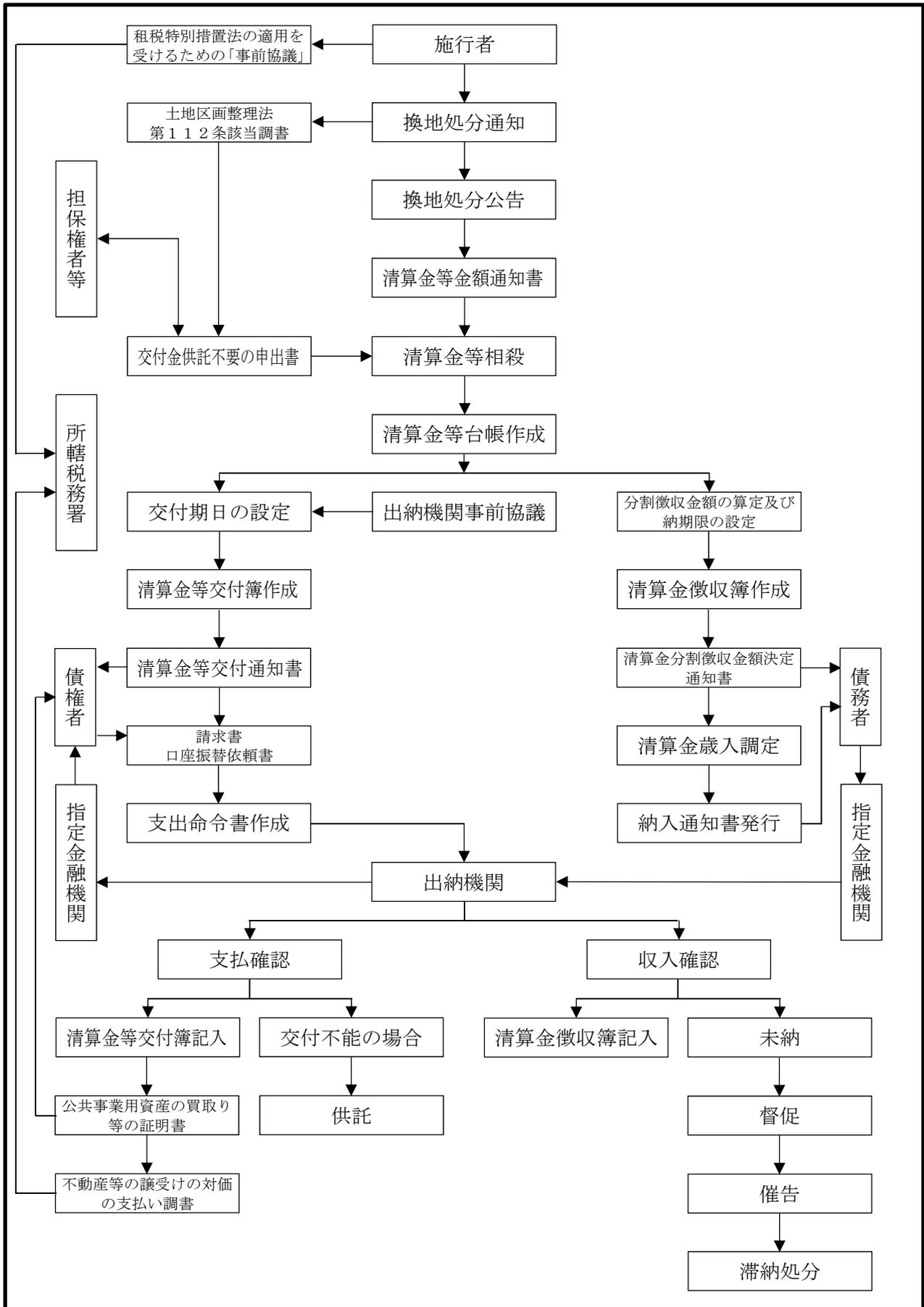
現在は、瑞江駅南部地区ほか6地区に係る徴収清算金の収納等を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	10	5,858	6	524	0	0	9	5,334	8.9
	22	19	5,814	4	2,410	0	0	18	3,404	41.5
	23	19	58,359	19	58,359	0	0	0	0	100
	24	7	3,864	7	3,864	0	0	0	0	100
	25	4	5,501	4	3,848	0	0	2	1,652	70.0
過年度	21	52	42,262	27	3,446	4	7,055	41	31,760	8.2
	22	49	37,095	22	2,476	3	285	39	34,333	6.7
	23	44	37,737	24	9,128	3	42	28	28,566	24.2
	24	28	28,566	18	5,171	1	3,158	21	20,236	18.1
	25	21	18,523	13	3,121	2	1,223	16	14,179	16.9
計	21	62	48,121	33	3,970	4	7,055	50	37,095	8.3
	22	68	42,909	26	4,886	3	285	57	37,737	11.4
	23	63	96,096	43	67,487	3	42	28	28,566	70.2
	24	35	32,431	25	9,035	1	3,158	21	20,236	27.9
	25	25	24,025	17	6,970	2	1,223	18	15,832	29.0

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



6 地所賃貸料（都市整備局）

(1) 概要

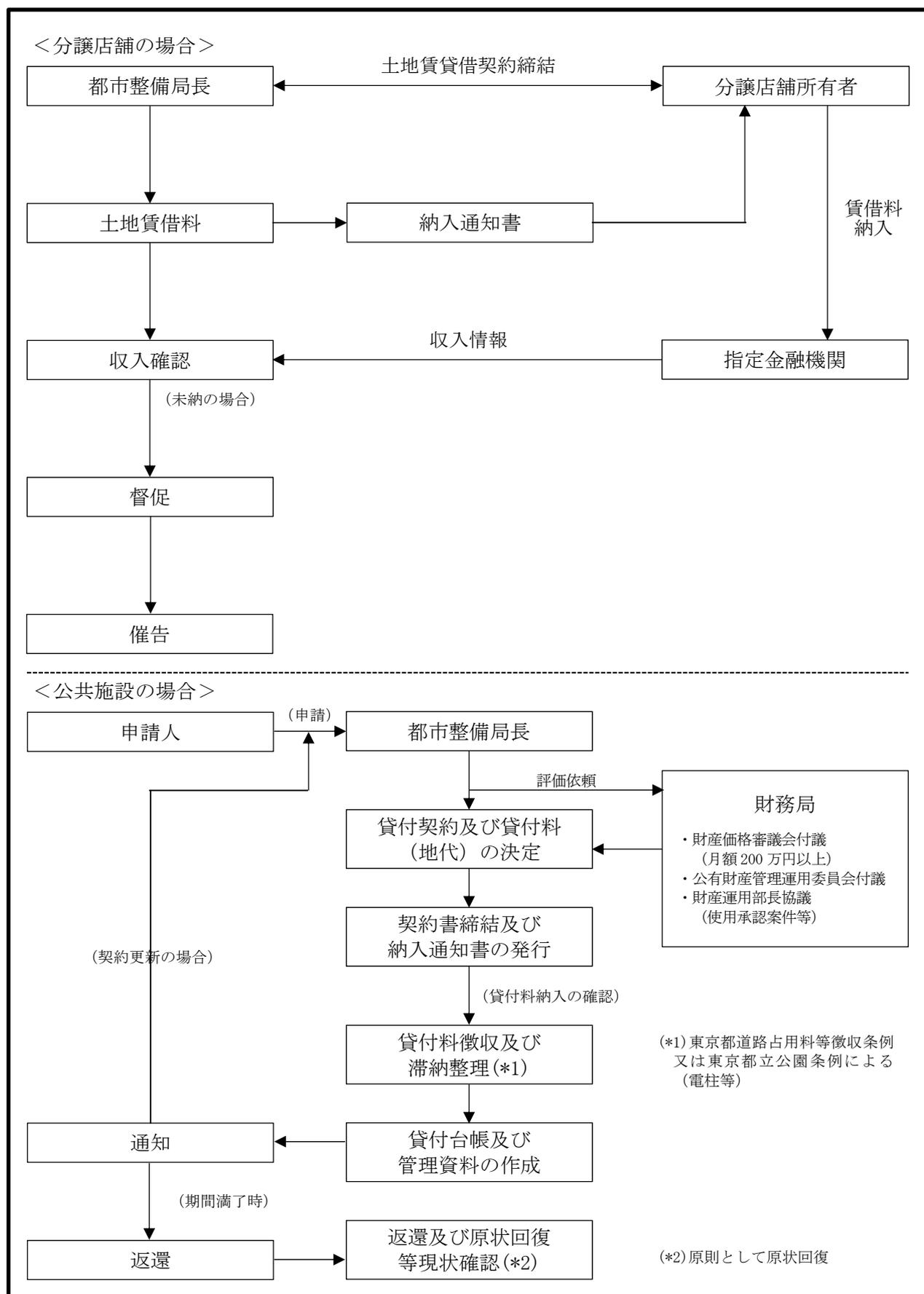
都営住宅に併存する分譲店舗等の土地に係る賃貸料であり、その収納等を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	1,030	1,727,667	1,000	1,726,106	0	0	30	1,560	99.9
	22	1,030	1,735,167	1,000	1,733,405	0	0	30	1,761	99.9
	23	942	1,727,699	910	1,725,883	0	0	32	1,815	99.9
	24	921	1,735,540	891	1,733,806	0	0	30	1,734	99.9
	25	878	1,690,972	857	1,689,961	0	0	21	1,010	99.9
過年度	21	147	7,182	18	808	0	0	129	6,374	11.3
	22	176	7,935	54	1,838	0	0	122	6,096	23.2
	23	152	7,858	9	565	0	0	143	7,292	7.2
	24	175	9,107	21	1,676	0	0	154	7,430	18.4
	25	184	9,165	51	2,804	0	0	133	6,360	30.6
計	21	1,177	1,734,849	1,018	1,726,914	0	0	159	7,935	99.5
	22	1,206	1,743,102	1,054	1,735,244	0	0	152	7,858	99.5
	23	1,094	1,735,557	919	1,726,449	0	0	175	9,107	99.5
	24	1,096	1,744,648	912	1,735,482	0	0	184	9,165	99.5
	25	1,062	1,700,137	908	1,692,766	0	0	154	7,371	99.6

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



7 東京都母子福祉資金貸付金（福祉保健局）

(1) 概要

母子福祉資金貸付金は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童を対象とし、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童の福祉を増進することを目的とした貸付金である。

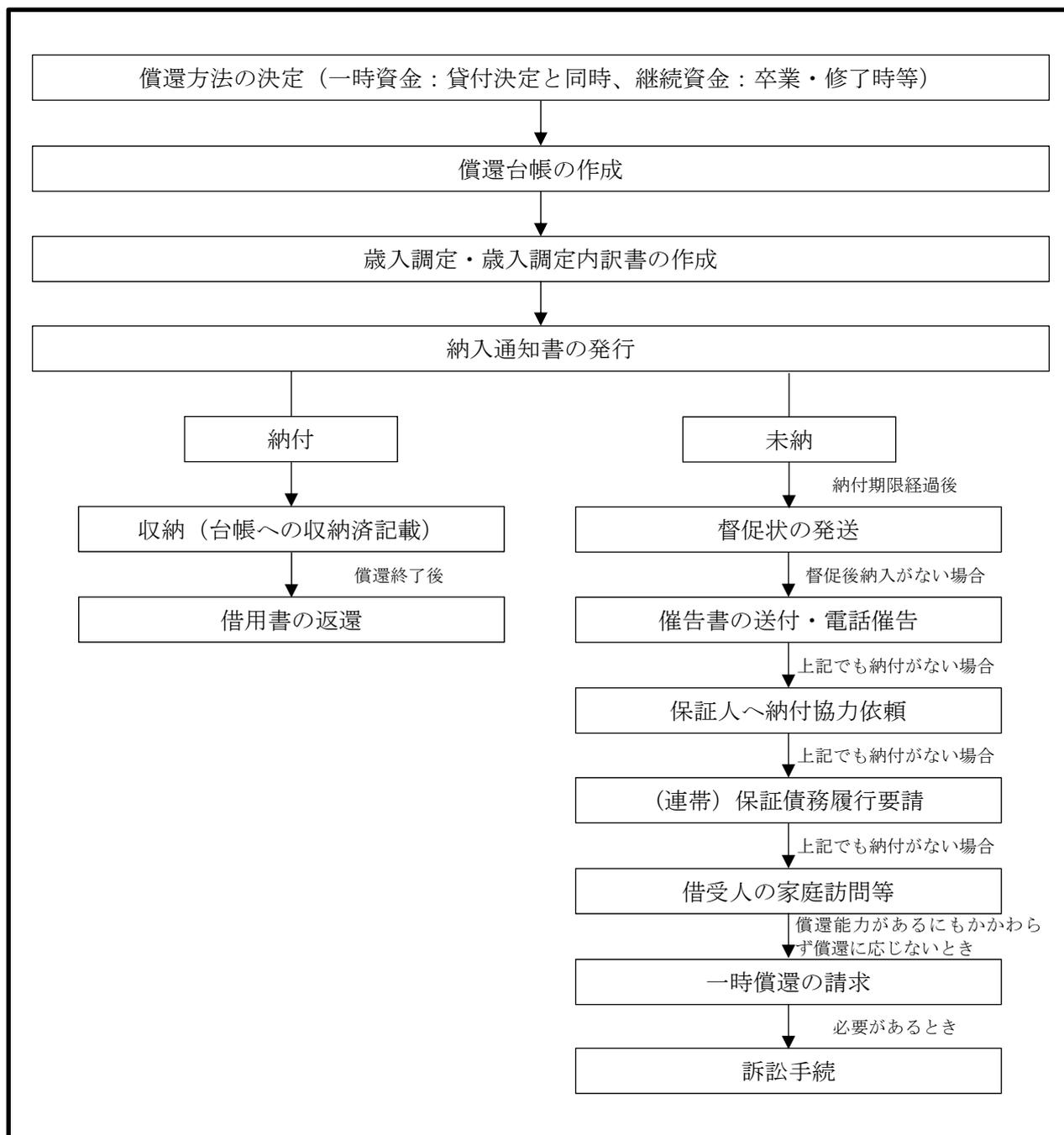
貸付後一定期間の後に分割等による償還を開始し、納期限内に支払いがなかった案件について、滞納整理を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	429,346	2,701,048	246,101	1,743,407	0	0	183,245	957,641	64.5
	22	428,540	2,817,166	249,598	1,849,329	18	48	178,924	967,789	65.6
	23	436,632	2,980,216	256,645	1,981,724	12	39	179,975	998,451	66.5
	24	467,851	3,027,531	265,581	2,035,578	0	0	202,270	991,953	67.2
	25	443,224	3,196,666	278,897	2,205,289	64	341	164,263	991,035	69.0
過年度	21	1,365,171	6,116,322	100,749	508,764	1,531	9,869	1,262,891	5,597,688	8.3
	22	1,440,126	6,528,449	112,070	566,390	930	5,800	1,327,126	5,956,259	8.7
	23	1,506,571	6,925,077	122,473	630,619	671	4,805	1,383,427	6,289,653	9.1
	24	1,559,529	7,270,315	125,266	661,518	2,161	9,400	1,432,102	6,599,396	9.1
	25	1,598,790	7,573,409	123,520	683,032	1,021	6,847	1,474,249	6,883,529	9.0
計	21	1,794,517	8,817,371	346,850	2,252,171	1,531	9,869	1,446,136	6,555,330	25.5
	22	1,868,666	9,345,616	361,668	2,415,719	948	5,848	1,506,050	6,924,048	25.8
	23	1,943,203	9,905,293	379,118	2,612,343	683	4,845	1,563,402	7,288,105	26.4
	24	2,027,380	10,297,847	390,847	2,697,097	2,161	9,400	1,634,372	7,591,349	26.2
	25	2,042,014	10,770,076	402,417	2,888,322	1,085	7,189	1,638,512	7,874,565	26.8

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



8 東京都女性福祉資金貸付金（福祉保健局）

（1）概要

女性福祉資金貸付金は、配偶者のいない女子で親、子、兄弟姉妹などを扶養しているものなどを対象とし、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的とした貸付金である。なお、母子福祉資金貸付金を借り受けることができる場合には、女性福祉資金貸付金の貸付けを受けることはできない。

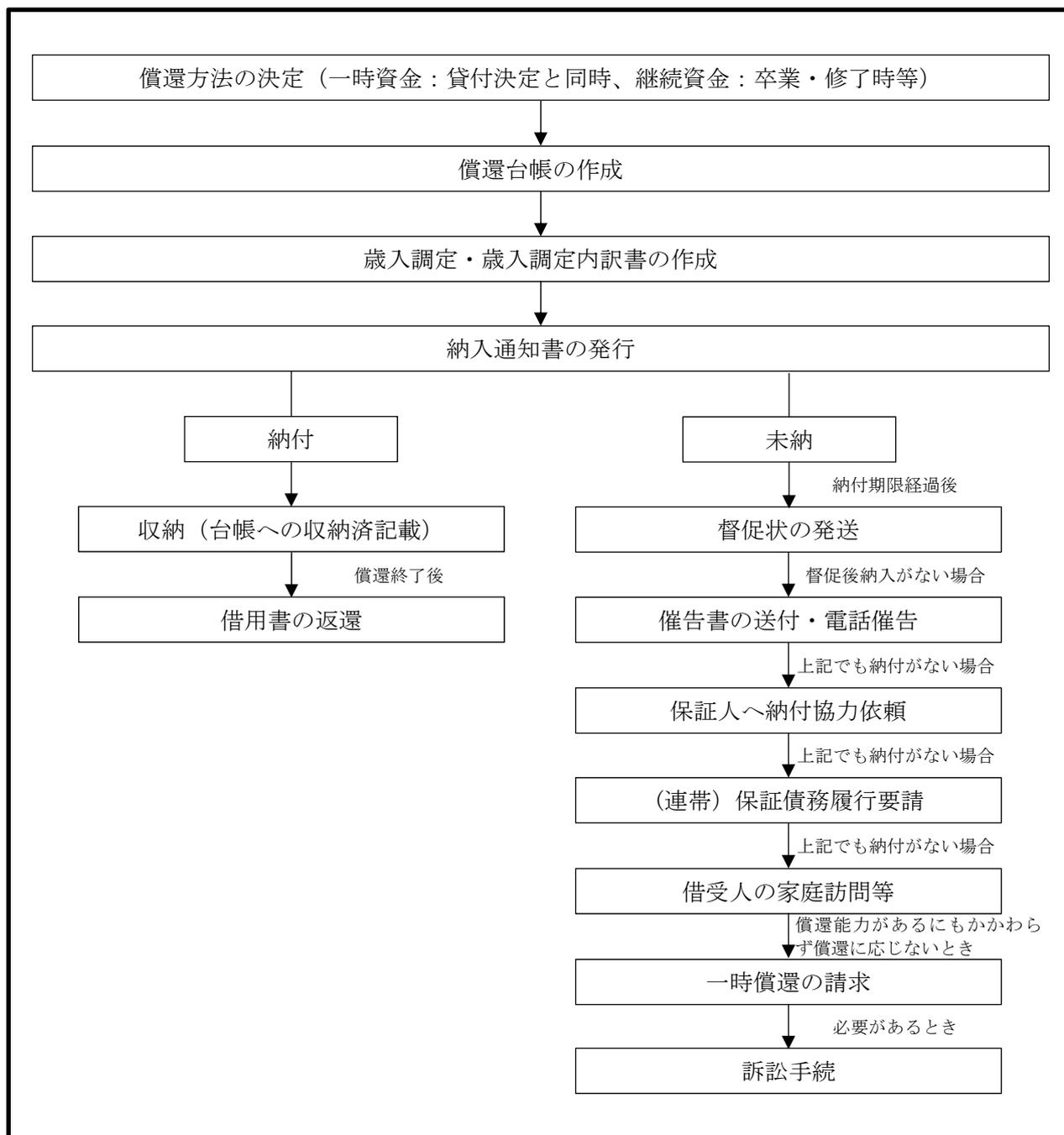
貸付後一定期間の後に償還を開始し、納期限内に支払いがなかった案件について、滞納整理を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	13,478	98,876	8,889	68,120	0	0	4,589	30,756	68.9
	22	14,252	91,669	8,464	62,818	0	0	5,788	28,851	68.5
	23	13,154	95,868	8,576	67,188	0	0	4,578	28,680	70.1
	24	12,424	91,479	8,381	64,684	0	0	4,043	26,795	70.7
	25	11,571	85,986	7,954	62,570	0	0	3,617	23,415	72.8
過年度	21	72,579	402,799	4,564	23,400	0	0	68,015	379,399	5.8
	22	71,780	410,134	5,134	28,637	6	91	66,640	381,405	7.0
	23	72,169	409,521	5,683	30,216	0	0	66,486	379,304	7.4
	24	71,064	403,155	6,325	34,192	313	3,118	64,426	365,844	8.5
	25	67,829	391,694	4,928	28,759	194	1,610	62,707	361,324	7.3
計	21	86,057	501,676	13,453	91,520	0	0	72,604	410,155	18.2
	22	86,032	501,803	13,598	91,455	6	91	72,428	410,256	18.2
	23	85,323	505,389	14,259	97,404	0	0	71,064	407,984	19.3
	24	83,488	494,635	14,706	98,876	313	3,118	68,469	392,639	20.0
	25	79,400	477,680	12,882	91,330	194	1,610	66,324	384,739	19.1

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



9 生活保護費弁償金（福祉保健局）

（1）概要

生活保護費弁償金は、①急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対し、保護金品に相当する金額の範囲内の額を返還させるもの、②被保護者に対する民法上の扶養義務者から、その義務の範囲内における保護費支弁額を徴収するもの、③不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者から保護費支弁額を徴収するもの、である。

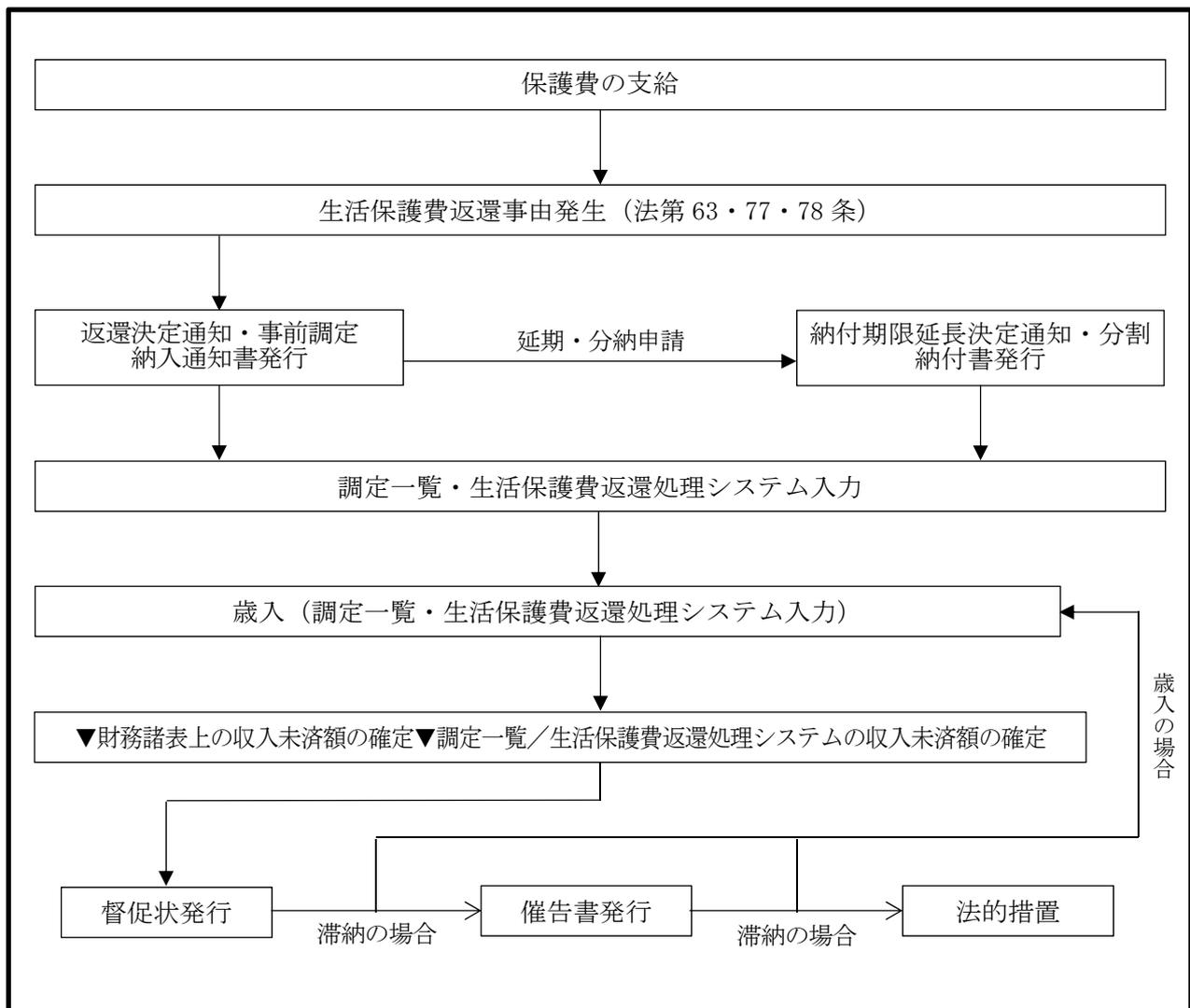
該当事由が発生し返還決定を行った後、納期限内に支払いがなかった案件について、滞納整理を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	34	35,170	22	22,295	0	0	12	12,875	63.4
	22	25	5,073	15	926	0	0	10	4,147	18.3
	23	56	13,997	30	5,839	0	0	26	8,157	41.7
	24	99	27,566	57	12,492	0	0	42	15,074	45.3
	25	79	34,452	43	16,545	0	0	36	17,906	48.0
過年度	21	181	54,921	12	2,030	0	0	169	52,890	3.7
	22	181	65,766	8	1,394	44	1,017	129	63,353	2.1
	23	139	67,500	2	559	14	432	123	66,508	0.8
	24	149	74,666	0	594	25	7,281	124	66,790	0.8
	25	166	81,864	6	1,446	8	1,770	152	78,647	1.8
計	21	215	90,092	34	24,326	0	0	181	65,766	27.0
	22	206	70,839	23	2,320	44	1,017	139	67,500	3.3
	23	195	81,498	32	6,399	14	432	149	74,666	7.9
	24	248	102,233	57	13,087	25	7,281	166	81,864	12.8
	25	245	116,316	49	17,992	8	1,770	188	96,554	15.5

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



10 生活保護費過年度返還金（福祉保健局）

(1) 概要

生活保護費過年度返還金は、当年度中の生活保護費の収入認定等に誤りが判明し、歳出戻入決定を行ったもののうち、当該年度中に収入がなかったものについて、翌年度に過年度返還金としてあらためて調定を行ったものである。

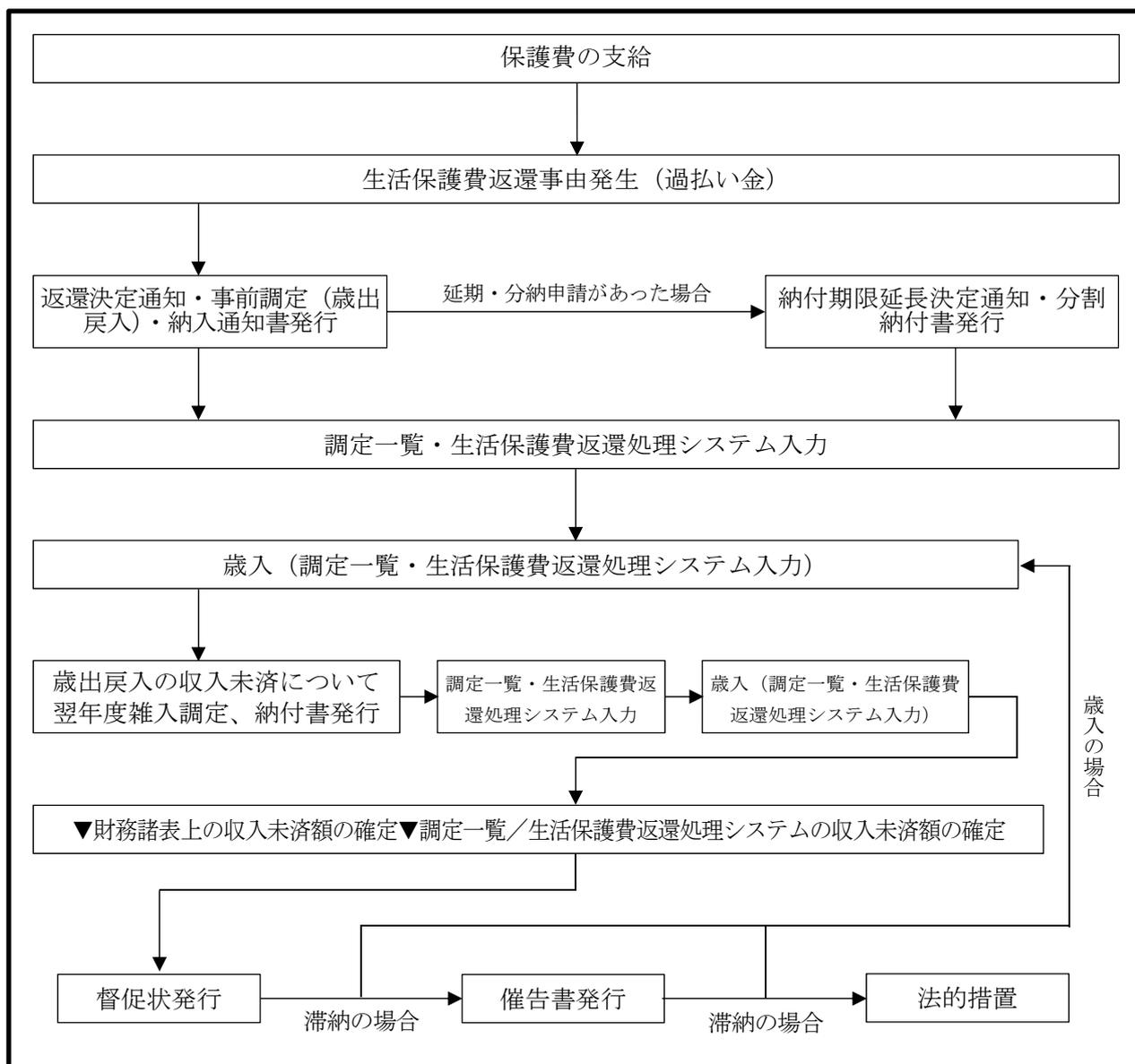
納期限内に支払いがなかった案件について、滞納整理を行っている。

(2) 過去5年間の調定及び収入の状況

(単位：件、千円、%)

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	22	1,281	1	82	0	0	21	1,198	6.5
	22	33	1,390	11	395	0	0	22	995	28.5
	23	46	3,408	9	1,028	0	0	37	2,379	30.2
	24	64	3,415	9	584	0	0	55	2,830	17.1
	25	57	3,931	7	534	0	0	50	3,397	13.6
過年度	21	56	4,593	7	177	0	0	49	4,415	3.9
	22	70	5,614	3	150	18	1,335	49	4,129	2.7
	23	71	5,124	4	224	0	0	67	4,899	4.4
	24	104	7,279	3	196	9	987	92	6,095	2.7
	25	147	8,926	2	67	7	961	138	7,897	0.8
計	21	78	5,874	8	260	0	0	70	5,614	4.4
	22	103	7,005	14	545	18	1,335	71	5,124	7.8
	23	117	8,532	13	1,253	0	0	104	7,279	14.7
	24	168	10,694	12	781	9	987	147	8,926	7.3
	25	204	12,857	9	601	7	961	188	11,294	4.7

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



11 医業未収金（個人分）（病院経営本部）

（1）概要

医業未収金（個人分）は、診療等に伴い発生する請求金額における患者自己負担分及び自費診療分のうち、収入がされていないものである。

そのうち、猶予申請等の期日を経過しているものについて、滞納整理を行っている。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

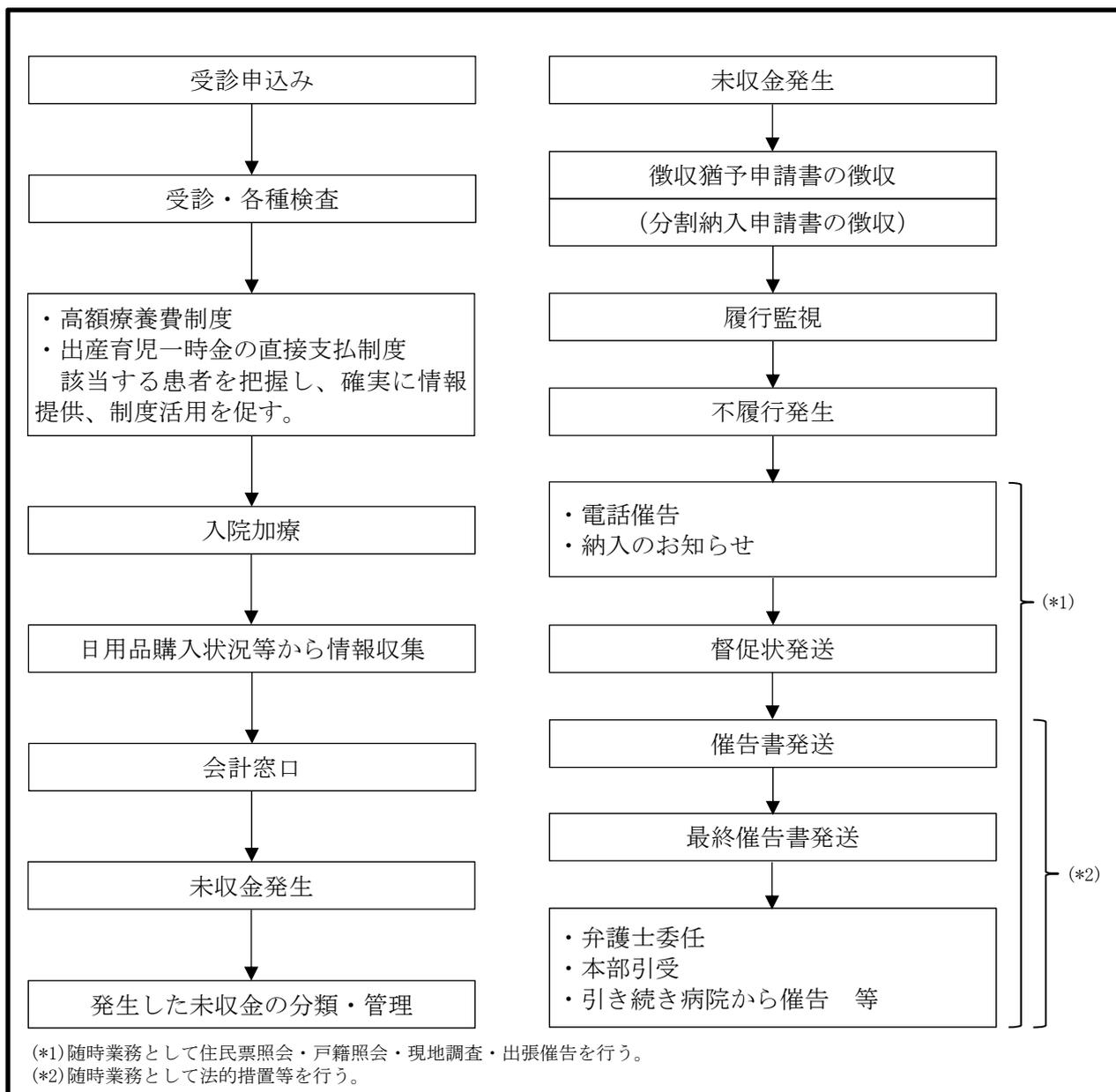
（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数 (注1)	金額(A)	件数 (注1)	金額(B)	件数 (注1)	金額	件数 (注1)	金額	(B) (A)
現 年 度	21	-	11,370,052	-	10,971,419	-	0	-	398,633	96.5
	22	-	11,136,977	-	10,697,175	-	0	-	439,802	96.1
	23	-	11,693,418	-	11,298,671	-	1	-	394,746	96.6
	24	-	11,686,800	-	11,295,450	-	446	-	390,904	96.7
	25	-	11,643,713	-	11,277,531	-	20	-	366,162	96.9
過 年 度 (注2)	21	-	1,600,589	-	444,548	-	0	-	1,156,041	27.8
	22	-	1,554,674	-	367,366	-	3,024	-	1,184,284	23.6
	23	-	1,624,086	-	449,396	-	25,463	-	1,149,227	27.7
	24	-	1,543,973	-	302,205	-	57,447	-	1,184,321	19.6
	25	-	1,575,225	-	325,274	-	88,418	-	1,161,533	20.6
計	21	-	12,970,641	-	11,415,967	-	0	-	1,554,674	88.0
	22	-	12,691,651	-	11,064,541	-	3,024	-	1,624,086	87.2
	23	-	13,317,504	-	11,748,067	-	25,464	-	1,543,973	88.2
	24	-	13,230,773	-	11,597,655	-	57,893	-	1,575,225	87.7
	25	-	13,218,938	-	11,602,805	-	88,438	-	1,527,695	87.8

（注1） 件数については、病院経営本部が診療料等に関する事務において使用しているシステムにその表示機能がないため、「-」と表記した。

（注2） 医業未収金（個人分）における過年度調定額とは、繰越未収額をいう。

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



12 原因者負担金（物品その他）（建設局）

（1）概要

原因者負担金は、道路法第58条第1項の規定により、第三者による道路に関する工事以外の工事または道路を損傷した行為等が、道路に関する工事の施行または維持の必要を生じさせた場合に、その費用を原因者に負担させるものである。

各建設事務所において、所管内で発生した道路付属物等の損傷事故にかかる原因者負担金の滞納整理等を行っている。

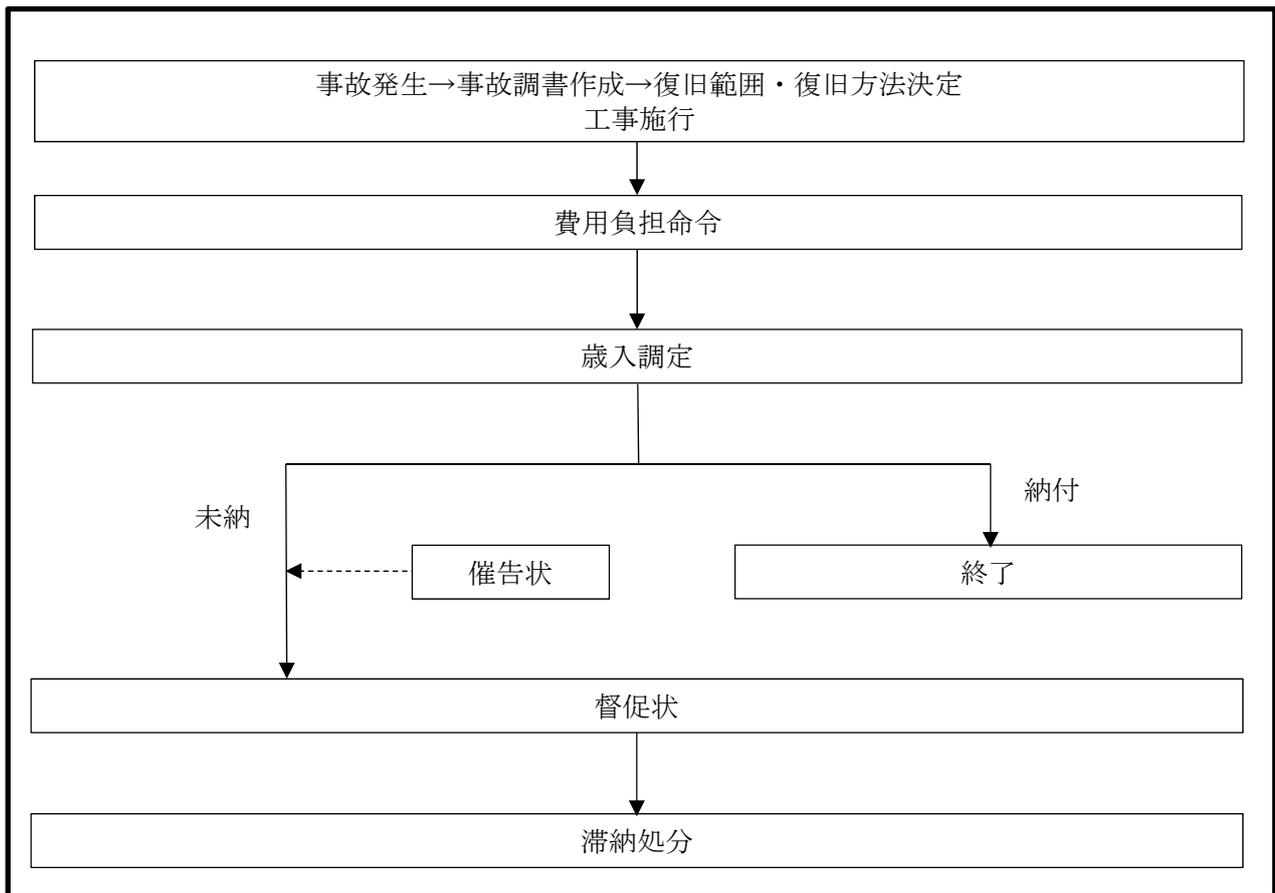
なお、河川法第67条の規定により、河川施設を損傷させた場合などにも、同様に、復旧工事に要した費用を原因者から徴収する。

（2）過去5年間の調定及び収入の状況

（単位：件、千円、％）

区分	年度	調定		収入		不納欠損		収入未済		収入率
		件数	金額(A)	件数	金額(B)	件数	金額	件数	金額	$\frac{(B)}{(A)}$
現年度	21	2	1,558	1	1,160	0	0	1	397	74.5
	22	2	4,148	1	53	0	0	1	4,095	1.3
	23	3	454	2	102	0	0	1	352	22.5
	24	21	6,226	18	4,798	0	0	3	1,428	77.1
	25	16	14,112	8	12,205	0	0	9	1,906	86.5
過年度	21	4	11,986	0	0	0	0	4	11,986	0
	22	5	12,384	0	0	1	1,325	4	11,059	0
	23	5	15,154	0	0	2	1,805	3	13,349	0
	24	4	13,701	0	0	0	0	4	13,701	0
	25	7	15,129	1	31	0	0	7	15,098	0.2
計	21	6	13,545	1	1,160	0	0	5	12,384	8.6
	22	7	16,533	1	53	1	1,325	5	15,154	0.3
	23	8	15,609	2	102	2	1,805	4	13,701	0.7
	24	25	19,928	18	4,798	0	0	7	15,129	24.1
	25	23	29,241	9	12,236	0	0	16	17,004	41.9

(3) 債権の発生から収入・滞納整理に至る事務の流れ



指摘事項一覧

(1) 債権管理の取組みについて		
ア 債権管理の取組みを適切に行うべきもの		
指摘事項 1	各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組みを適切に行うべきもの	病院経営本部
(2) 部署間の連携について		
ア 部署間の連携を確実にし、債権の進行管理を適切に行うべきもの		
指摘事項 2	本部と病院との引継ぎを十分確実にし、債権回収の進行管理を適切に行うべきもの	病院経営本部
(3) 督促について		
ア 時効中断の効力がある督促を行うべきもの		
指摘事項 3	未収金の支払いを督促すべきもの	病院経営本部
(4) 催告について		
ア 各局が定めた債権管理マニュアル等に定められた催告を適切に行うべきもの		
指摘事項 4	借受人・連帯借受人・連帯保証人への催告を適正に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 5	都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 6	速やかに催告等を行うべきもの	病院経営本部
指摘事項 7	適正な催告を実施すべきもの	病院経営本部
指摘事項 8	最終催告書の送付を速やかに行うべきもの	病院経営本部
(5) 効果的・効率的な滞納整理について		
ア 滞納整理事務を効果的・効率的に行うべきもの		
指摘事項 9	滞納整理事務を適切に行うべきもの	財務局
指摘事項 10	滞納整理事務を適切に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 11	滞納整理事務を適切に行うべきもの	病院経営本部

平成26年度
登録第12号

平成26年行政監査報告書

平成27年2月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03(5321)1111(代)
都庁内線 55-531
03(5320)7017(直通)
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 株式会社三州社
電 話 03(3433)1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。